

ふくし

# 福祉のしおり 2020

しょうがい

かた

## 障害のある方へ

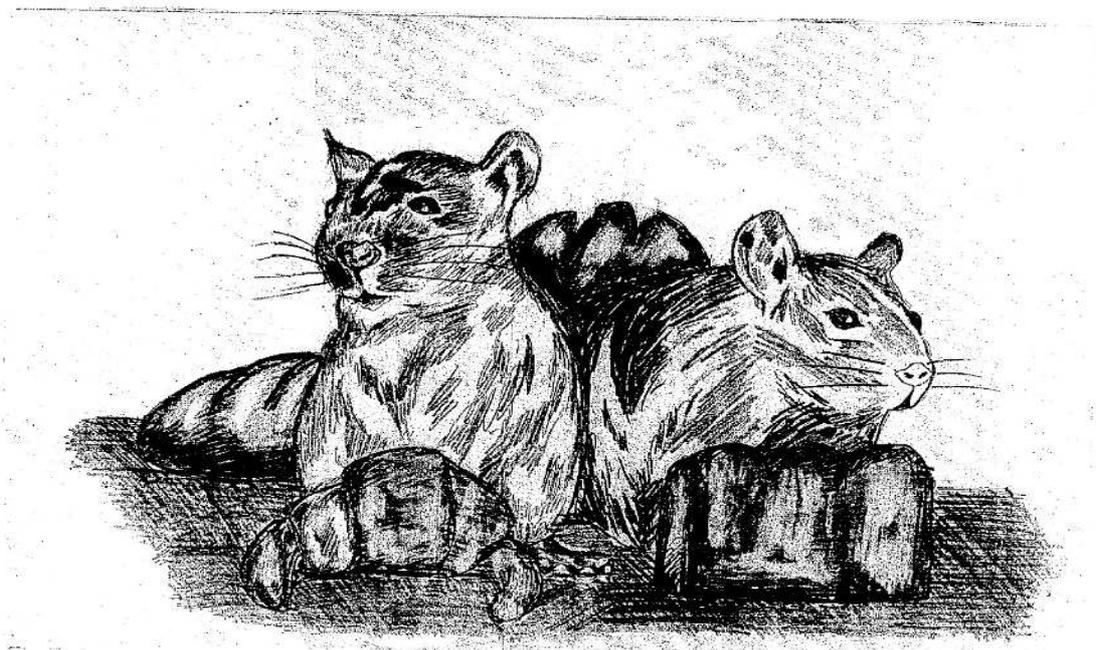


イラスト ESPRIT

はちおうじし

# 八王子市

ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>  
e-メール [b440600@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b440600@city.hachioji.tokyo.jp)

あなたのみちを、  
あるけるまち。 

# 障 害 者 数

身体障害者手帳所持者数

令和2年(2020年)1月1日現在

区 分	障 害 児 (0~17歳)	障 害 者 (18~64歳)	障 害 者 (65歳以上)	合 計(人)
視 覚 障 害	17	393	698	1,108
聴覚・平衡機能障害	39	420	1,187	1,646
音声・言語・そしゃく	1	58	119	178
肢 体 不 自 由	244	2,437	4,675	7,356
内 部 障 害	59	1,409	3,896	5,364
合 計(人)	360	4,717	10,575	15,652

愛の手帳所持者数

令和2年(2020年)1月1日現在

区 分	障 害 児 (0~17歳)	障 害 者 (18~64歳)	障 害 者 (65歳以上)	合 計(人)
知 的 障 害	1,134	3,182	266	4,582

精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年(2020年)1月1日現在

区 分	31年度
精 神 障 害	5,734

# 障害者に関するマーク

## 国際シンボルマーク



車椅子を利用する障害者だけでなく、全ての障害者を対象として、障害者が利用できる建築物、施設、公共輸送機関であることを明確に示す世界共通の国際マークです。

## 他のマーク



聞こえが不自由であることを示す国内で使用されているマーク



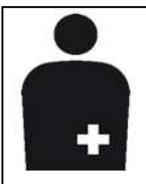
視覚障害のある人  
を示す国際マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マーク



身体内部に障害がある人  
を示すマーク  
(ハート・プラスマーク)



人工肛門・人工膀胱を  
造設している人(オスト  
メイト)のための設備が  
あることを示すマーク



身体障害者補助犬  
同伴の啓発のための  
マーク



「白杖SOSシグナル」  
運動の普及啓発シンボル  
マーク



援助や配慮を必要とし  
ている人を示すマーク  
(ヘルプマーク)

次の2点のマークを付けた車に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、無理に幅寄せや割り込みなどをすることは禁止されています。



身体障害者標識  
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。  
マークの表示については、努力義務となっています。



聴覚障害者標識  
聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。  
マークの表示については、努力義務となっています。

## ヘルプカード



障害のある方などが、周囲に障害への理解や援助を求めやすくするため、緊急連絡先や必要な支援の内容などを記載したカードです。特に聴覚障害や難病、知的障害など一見ただけでは障害があると分からない方が、援助を求める際に有効です。  
このカードを示された場合には、書かれている内容に沿った援助をお願いします。

【ヘルプカード及びガイドラインの配布場所】  
本庁舎障害者福祉課 及び 各事務所

# 目 次

	対象となる方	ページ
<b>1. 手帳の種類と申請</b> -----		
(1) 身体障害者手帳	身	1
(2) 愛の手帳(東京都療育手帳)	知	2
(3) 精神障害者保健福祉手帳	精 発	3
<b>2. 医療費助成</b> -----		
(1) 心身障害者医療費助成制度(マル障)	身 知 精	5
(2) 自立支援医療(更生医療)	身	5
(3) 自立支援医療(育成医療)	身	5
(4) 自立支援医療(精神通院)	精 発	6
(5) ひとり親家庭医療費助成制度(マル親)	身 知 精 他	6
(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	難 他	7
(7) 小児精神障害者入院医療費助成制度	精 発	7
(8) 難病医療費助成制度	難	7
(9) 大気汚染医療費助成制度	身 他	7
(10) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	身 他	7
<b>3. 手当</b> -----		
(1) 心身障害者福祉手当(都制度)	身 知	8
(2) 特別障害者手当(国制度)	身 知 精	8
(3) 障害児福祉手当(国制度)	身 知	8
(4) 重度心身障害者手当(都制度)	身 知 精	8
(5) 特定疾病患者福祉手当(市制度)	難	9
(6) 特別児童扶養手当(国制度)	身 知 精 難 発	9
(7) 児童育成手当<障害手当>(都制度)	身 知	9
(8) 児童育成手当<育成手当>(都制度)	身 精 他	10
(9) 児童扶養手当(国制度)	身 知 精 他	10
<b>4. 障害年金</b> -----		
(1) 障害基礎年金(国民年金法)	身 知 精 難 発 他	11
(2) 特別障害給付金	身 知 精 難 発 他	11
(3) 障害厚生年金(厚生年金法)	身 知 精 難 発 他	11
<b>5. 暮らしの援助</b> -----		
(1) 交通機関の優遇措置	身 知 精	12~15
(2) 税金・公共料金等の控除・減免	身 知 精 難 発 他	16~19
(3) はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	身 知 難	19
(4) 住居賃貸代行保証料補助金・公営住宅の優遇措置	身 知 精	20
(5) 巡回入浴サービス	身	20
<b>6. 補装具・日常生活用具</b> -----		
(1) 補装具費の支給	身 難	21~22
(2) 日常生活用具の給付	身 知 難	23~30
<b>7. 障害福祉サービスについて</b> -----		
(1) 各種手続きの流れ	身 知 精 難 発	31
(2) 自立支援給付	身 知 精 難 発	32~33
(3) 児童通所給付	身 知 精 難 発	34
(4) 地域生活支援事業	身 知 精 難 発	35~36
(5) その他在宅・施設等での支援	身 知 精 難 他	37~40
(6) 障害者地域生活支援拠点事業	身 知 精 難 発	41
(7) その他社会参加のための支援	身	42~43

<b>8. 施設・団体等の紹介</b> -----						
(1)	機能回復訓練及び講習会・講座等実施施設	身	知			44~47
(2)	特別支援学校等	身	知	精	発	他 48
(3)	障害者団体等	身	知	精	難	48
(4)	ボランティアサークルガイド	身	知	精	発	他 49
(5)	障害者の家族会			精		49
<b>9. 障害者の権利擁護</b> -----						
(1)	障害者差別	身	知	精	難	発 50
(2)	障害者虐待	身	知	精	難	発 50~51
(3)	成年後見制度・地域福祉権利擁護	身	知	精	難	発 51
<b>10. もしもの時のために</b> -----						
(1)	災害に備えて	身	知	精	難	発 他 52
(2)	地震が起きた時の避難先	身	知	精	難	発 他 52~53
(3)	暮らしのホットライン	身	知	精	難	発 他 54
<b>11. 相談の窓口</b> -----						
(1)	日常生活・福祉サービスに関する相談	身	知	精	難	発 他 55
(2)	障害者の就労支援	身	知	精	難	発 他 56
(3)	障害のあるお子さん	身	知	精	難	発 他 57~58
(4)	身体障害者・知的障害者相談員	身	知			59
(5)	身体障害者補助犬の苦情相談	身				59
<b>12. その他のサービス・制度</b> -----						
(1)	生活福祉資金	身	知	精	難	発 他 60
(2)	母子・父子・女性福祉資金	身	知	精	難	発 他 60
(3)	有料公共施設における使用料等の減免	身	知	精		61~62
(4)	その他サービス・制度	身	知	精	難	発 他 63~66
<b>13. 65歳以上の方へ</b> -----						
(1)	介護保険制度の優先について					67
(2)	高齢者生活支援					67
<b>14. 個人番号について</b> ----- 68 -----						
<b>15. 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所</b>						
(拠点事務所及び南大沢事務所)で受付できる障害者福祉事務						69 -----
<b>付録</b> -----						
	・ 身体障害者障害程度等級表					70~72
	・ 自動車税・自動車取得税の減免詳細					73~74

**【略語説明】**

身	身体障害のある方	知	知的障害のある方
精	精神障害のある方	難	国又は都が定める難病に罹患している方
発	発達障害のある方	他	身 知 精 難 発 以外の方
(特非)	特定非営利活動法人(NPO 法人)	(福)	社会福祉法人
(一社)	一般社団法人	(公社)	公益社団法人
(一財)	一般財団法人	(公財)	公益財団法人
(営)	営利法人	(株)	株式会社

# 1. 手帳の種類と申請 身 知 精

## (1) 身体障害者手帳 身

身体に障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。  
身体障害者福祉法に定める障害の種類や程度に該当すると認められた場合に交付されます。

### 障害程度等級

身体障害者手帳には障害程度により1級～6級(1級が最重度)の等級があります。この等級を障害程度等級といい、身体障害者福祉法によって規定されています。

障害が2つ以上重複する場合は、重複障害の合算により総合等級が決定されます。

障害の種類と障害程度等級に応じ、交通機関の運賃割引制度の種別が決定されます。運賃割引制度の種別は、第1種と第2種に分類されます。運賃割引のサービス内容についてはP12以降を御覧ください。

障害の種類	障害程度等級	運賃割引制度	
		第1種	第2種
視覚障害	1級～6級	1級～3級 4級の一部	4級の一部 5級・6級
聴覚障害	2級～4級・6級	2級・3級	4級・6級
平衡機能障害	3級・5級		3級・5級
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	3級・4級		3級・4級
肢体不自由(上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動障害)	1級～7級	1級 2級・3級の一部	3級の一部 4級～6級
肢体不自由(体幹)	1級～3級・5級	1級～3級	5級
心臓・腎臓・呼吸器・小腸機能障害	1級・3級・4級	1級・3級・4級	
ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級・4級	1級・3級	4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	1級～4級	
肝臓機能障害	1級～4級	1級～4級	

肢体不自由の7級のみと判定された場合は、手帳は交付されません。

同じ障害の種類と障害程度等級でも、交通機関の運賃割引制度の種別が異なる場合があります。  
詳しくは巻末付録「身体障害者障害程度等級表」(P70～72)を御覧ください。

### 申請方法(手続には個人番号の記入が必要となります。(P68参照))

申請方法については、次のとおりです。

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 申請書は申請の際に窓口で作成します。</li> <li>・身体障害者診断書・意見書 身体障害者診断書・意見書の記入は、指定医(身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師)に依頼してください。 八王子市以外の地域の指定医が作成した診断書でも申請は可能です。</li> <li>・写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの)</li> <li>・印鑑(朱肉を使うもの)</li> </ul>
身体障害者診断書・意見書配布窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎障害者福祉課</li> <li>・八王子駅南口総合事務所</li> <li>・市民部事務所(拠点事務所(浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所)及び南大沢事務所)</li> <li>・市役所ホームページ (<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/003/001/p004176.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/003/001/p004176.html</a>)</li> </ul>
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎障害者福祉課</li> <li>・八王子駅南口総合事務所</li> <li>・南大沢事務所(火曜日及び木曜日のみ)</li> </ul> <p>郵送での申請は受け付けていません。</p>
交付窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎障害者福祉課</li> </ul>

手帳が交付されるまでの期間は、最短で2週間程です。手帳ができたら交付通知を送付しますので、通知に記載されているものを御用意の上、交付窓口にお越しください。

### 身体障害者障害程度の再認定

身体障害者の障害の状態に変化が予想される場合、手帳交付後一定の期間をおいて再度身体障害者診断書・意見書を提出していただき、障害程度等級を改めて診査します。

この制度を再認定といい、先に交付した手帳と引換えに、新しい手帳が交付されます。

## (2) 愛の手帳(東京都療育手帳) 知

知的障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。東京都が交付しているもので、国の制度では療育手帳に該当します。

手帳取得後、本人が満3歳、6歳、12歳、18歳になったときに再度判定を受けていただく必要があります。

### 障害の程度

障害の程度には1度～4度があります。東京都が定める判定基準に基づいて、総合的に判定されます。

障害の程度に応じ、交通機関の運賃割引制度の種別が決定されます。運賃割引のサービス内容についてはP12以降を御覧ください。

### ・障害の程度、運賃割引制度の種別

障害の程度	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
運賃割引制度	第1種		第2種	

愛の手帳3度をお持ちで、かつ総合等級が1級から3級までの身体障害者手帳を重複して所持している場合、運賃割引制度は第1種になります。

### 申請方法

愛の手帳の交付手続等については、東京都の各判定機関にお問合せください。

なお、判定機関は申請時の年齢によって異なります。判定機関については次の表を御覧ください。

既に手帳をお持ちの方であれば、住所変更の手続等は本庁舎障害者福祉課でできます。詳しくはP4を御覧ください。

18歳未満の方の判定機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都八王子児童相談所 〒193-0931 八王子市台町3-17-30 ☎ 042 624 1141 Fax 042 624 3865</li> </ul>
18歳以上の方の判定機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都心身障害者福祉センター - 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12階から15階 ☎ 03 3235 2961 Fax 03 3235 2959</li> <li>・東京都心身障害者福祉センター - 多摩支所 〒186-0003 東京都国立市富士見台2-1-1 ☎ 042 573 3311 Fax 042 576 5295</li> </ul> <p>どちらの機関でも判定を受けることができます。</p>
申請(判定)に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、近影のもの)</li> <li>・印鑑(朱肉を使うもの)</li> <li>・その他判定機関から指示されたもの</li> </ul>
交付窓口	<p>手帳は東京都から郵送で届きます。</p> <p>サービスの開始や手当の受給対象となる場合は、本庁舎障害者福祉課で手続をしていただく必要があります。</p>

### (3) 精神障害者保健福祉手帳 精 発

精神障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳で東京都が交付します。有効期限は2年間です。

#### 障害等級と状態

手帳の等級には1級～3級（1級が最重度）があります。

1 級	<b>精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度</b> (他人の援助を受けなければ、自分一人ではほとんど日常生活をおくることができない程度) 例) 外出は自発的にできず付き添いが必要であり、食事の用意や後片付けなどの家事、身の清潔保持も自発的には行えず、生活に常時援助を必要とします。
2 級	<b>精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度</b> (必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は著しい制限を受けるため困難な程度の方)
3 級	<b>精神障害であって日常生活又は社会生活が制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度</b> (日常生活若しくは社会生活に制限を受ける程度の方) 例) 一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難であったり、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることがあったりします。

( )書きの内容は参考としての事例の一部を示したものであり、等級の決定に当たっては、診断書に記載された障害の状態を個々に審査して判定が行われます。

#### 申請方法（手続には個人番号の記入が必要となります（P68参照））

申請方法については、次のとおりです。

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳診断書又は障害年金証書の写し及び同意書（精神障害を支給事由とする障害年金や特別障害給付金を支給されている方のみ） 診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過していること。 また、作成日から申請日まで3か月を経過していないこと。</li> <li>・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。）</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> <li>・現在お持ちの手帳（更新の場合）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害年金の支給事由が精神障害であれば、障害年金と同じ等級が付与されます。ただし、支給事由が知的障害や身体障害の場合は、精神障害者保健福祉手帳の申請には使用できないので御注意ください。</li> <li>・更新手続は手帳の有効期限の3か月前からできます。</li> </ul>
申請書、精神障害者保健福祉手帳診断書、同意書配布窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎障害者福祉課</li> <li>・八王子駅南口総合事務所（転入手続きは除く） 平日 8時30分～17時</li> <li>・南大沢事務所（転入手続きは除く） 火曜日及び木曜日のみ</li> </ul>
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎障害者福祉課</li> <li>・八王子駅南口総合事務所（転入手続きは除く） 平日 8時30分～17時</li> <li>・南大沢事務所（転入手続きは除く） 火曜日及び木曜日のみ</li> </ul>
交付窓口	本庁舎障害者福祉課

手帳が交付されるまでの期間は、3か月程度です。手帳ができましたら交付通知書を送付しますので、通知に記載されているものを持参のうえ、交付窓口にお越しください。

【問合せ】 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

# 住所を変更したら・手帳をなくしたら 身 知 精

申請窓口・本庁舎障害者福祉課

- ・八王子駅南口総合事務所（転入の手続を除く。精神障害保健福祉手帳の手続については8時30分～17時）
- ・南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ。転入の手続を除く。）  
欄が網掛け( )となっている手続には、個人番号の記入が必要となります。(P68参照)

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

手続内容	必要なもの		
	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳
<b>市内転居</b> ・八王子市内で住所を移したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 2</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>
<b>転入（都内）</b> ・東京都内の市区町村から転入したとき 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 2</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>
<b>転入（都外）</b> ・東京都以外の市区町村から転入したとき 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	療育手帳は都道府県毎に交付されます。東京都の療育手帳である、愛の手帳の交付を受けてください（交付手続はP2参照）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 2</li> <li>・他の都道府県で交付された手帳の写し又は同意書 2 （他の都道府県で交付された等級及び残りの期間を有効期限とする手帳を交付します。）</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> <li>・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）</li> </ul>
<b>転出</b> ・八王子市から他の市区町村に転出したとき	<p>転出先の市区町村の窓口で、転入手続を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なもの等は転出先の市区町村へお問合せください。</li> <li>3 転出先でサービスを受けるためには、課税状況の証明書等が必要となる場合があります。</li> </ul>		
<b>氏名変更</b> ・氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 2</li> <li>・お持ちの障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>
<b>再交付</b> ・手帳が破損したとき ・手帳を紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、近影のもの）</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、近影のもの）</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 2</li> <li>・手帳の写し（破損又は写真の貼付の場合）</li> <li>・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>
<b>等級変更・障害追加</b> ・障害の状況が変わったとき ・障害を追加するとき（身体障害者手帳のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、近影のもの）</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> <li>・身体障害者診断書・意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の方 東京都八王子児童相談所にお問合せください。</li> <li>・18歳以上の方 東京都心身障害者福祉センター - 又は東京都心身障害者福祉センター - 多摩支所にお問合せください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 2</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳診断書 2 又は年金証書の写し及び同意書 2</li> <li>・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）</li> <li>・手帳の写し</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>
<b>返還</b> ・障害者手帳の持ち主が亡くなったとき ・障害者手帳が不要となったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・返還する障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 1</li> <li>・返還する障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 2</li> <li>・返還する障害者手帳</li> <li>・印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>

- 1 身体障害者手帳、愛の手帳の申請書は、申請時に申請窓口で作成します。
- 2 精神障害者保健福祉手帳の申請書、精神保健福祉手帳診断書、同意書は、本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所の窓口にて配布しています。
- 3 転入前の市区町村で受けていたサービスの継続手続をする場合は、課税状況の証明書等が必要となります。（継続するサービスによって異なります。詳しくはお問合せください）。

## 2. 医療費助成 身知精難発他

### (1) 心身障害者医療費助成制度(マル障) 身知精

対象者	市内に住所を有し、次の要件全てに該当する方 身体障害者手帳1・2級(内部障害については1～3級) 愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(平成31年1月1日から) 健康保険等の被保険者本人及び被扶養者の方
内容	東京都の指定している医療機関では、心身に障害のある方が医療を受ける際に保険証とマル障受給者証を提示すると、医療費の自己負担分の内、一部負担を除く額が助成されます。 住民税非課税の方は、医療診療外負担を除く額が助成されます。 指定外あるいは都外の医療機関では、自己負担分を支払って保険診療とわかる領収書を受け取り、市に医療助成費を申請します。
有効期間	1年(原則9月1日～翌年8月31日、又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限まで)
必要書類	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳 健康保険証 印鑑 非課税証明書又は課税証明書(本人が20歳未満の場合は世帯主又は健康保険による被保険者の証明書が必要です。(8月までは前年度))(八王子市に住民票があり税申告をしている方は不要です。)
その他	次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。 生活保護を受給している方 対象者(20歳未満は被保険者又は世帯主)の前年所得が基準額3,604,000円(扶養親族が1人増えるごとに380,000円を加算)を超えている方 公費等により医療費が支給される施設に入所している方 65歳以上で初めて手帳を取得した方 健康保険未加入の方
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

### (2) 自立支援医療(更生医療) 身

対象者	18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方
内容	手帳に記載されている障害について、その障害を除去・軽減するための手術等の治療を行い、その効果が確実に期待できる場合、それに係る医療費の一部を公費で負担します。
負担割合	原則、自己負担割合は1割です(ただし生活保護世帯の場合は、負担なし)。 自己負担上限額は、住民票の如何にかかわらず同じ医療保険に加入している家族の収入状況によって設定されます。
必要書類	自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書 医師の意見書(障害者総合支援法第59条第1項に基づく更生医療を主として担当する医師が作成したもの)・見積り明細書 医療保険証の写し(世帯全員分) 世帯の所得状況が確認できる書類
その他	事前申請となります。 障害の内容により、東京都心身障害者福祉センターの書類判定が必要となる場合があります。 手続には個人番号の記入が必要となります(P68参照)
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

### (3) 自立支援医療(育成医療) 身

対象者	18歳未満で身体に障害を有するか、現存する疾患を放置すると障害を残すおそれがあると認められる方
内容	指定された医療機関において、手術等の治療を行うことで確実な治療効果が期待できる場合、それにかかる医療費の一部を公費で負担します。
負担割合	医療費の1割。入院時の食事代は自己負担です。 所得等により月額負担上限額があります。
その他	市民税所得割額235,000円以上の世帯は原則として対象外です。
申請窓口	八王子市保健所 健康部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

#### (4) 自立支援医療(精神通院) 精 発

対象者	精神疾患のために、通院治療している方(入院は不可)
内容	精神疾患のために通院し、医療保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の負担割合を1割に軽減します(所得・疾病等に応じて、0円~20,000円の月額上限自己負担額が決定されます)。また、住民税非課税世帯の方は、自己負担分を更に助成する制度もあります。精神通院にかかる往診、デイ・ナイトケア、訪問看護及び薬代も対象となります。支給対象者には「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されます。
有効期限	1年(更新手続は有効期限の3か月前からできます)
必要書類	<u>保険の種類等の状況により必要書類が異なります。必ず、事前に電話確認のうえ、御来店ください。</u> 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書 自立支援医療診断書(精神通院) 東京都指定の診断書 診断書の作成日から申請日まで3か月を経過していないこと 医療保険証の写し 世帯の所得状況が確認できる書類 申請日より御用意いただく年度が変わりますので、必ずお問合せください(八王子市に住民票があり税申告をしていれば、同意書の提出で所得確認書類が不要な場合があります。税が未申告の場合はこれらの確認が取れないので早めに申告の手続をしてください) 印鑑 自立支援医療受給者証
その他	更新時における診断書の提出は、2年に1度になります。 有効期間を過ぎてからの再開申請には、診断書が必要となります。 精神障害者保健福祉手帳を診断書により申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳診断書と同時に申請できる場合があります。お手続についてはお問合せください。 手続には個人番号の記入が必要となります(P68参照)
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所(転入手続きは除く) 平日 8時30分~17時 南大沢事務所(転入手続きは除く) 火曜日及び木曜日のみ

#### (5) ひとり親家庭医療費助成制度(マル親) 身 知 精 他

対象者	18歳に達した年度末まで(一定の障害(1)を有する場合は20歳未満)の、次のいずれかの状態に該当する児童を監護している方又は父母以外で児童を養育する方 父又は母が重度の障害(2)を有する児童 父又は母が死亡、若しくは生死不明である児童 父又は母に1年以上遺棄されている児童 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 父母が離婚した児童 婚姻によらないで生まれた児童  1 < 20歳未満となる児童の障害要件 > 身体障害者手帳1~3級程度 愛の手帳1~3度程度(成人判定済みのもの・3度の場合は医師の判定を要します) 特別児童扶養手当の受給者 精神障害を有する者で長期にわたる安静を必要とし、日常生活に著しい制限が認められるもの(医師の判定を要します)  2 < 父又は母の障害要件 > 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級1級程度の方 身体障害者手帳1・2級程度の方(医師の判定を要します) 身体機能及び精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方(医師の判定を要します)
内容	医療保険の自己負担額から、後期高齢者医療の一部負担金相当額を控除した額(住民税非課税者は全額)を助成します。ただし、入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は除きます。
その他	請求者等の所得制限があります。 生活保護を受けている方、マル障・マル乳(注1)・マル子(注2)(課税世帯)医療証をお持ちの方、知的障害者施設以外の施設入所児は除きます。
申請窓口	子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368 八王子駅南口総合事務所 子ども窓口(新規申請は平日のみ) ☎ 042-620-1160

注1 マル乳・・・乳児医療費助成制度

注2 マル子・・・義務教育就学児医療費助成制度

### (6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度 難 他

対象者	市内に住所を有する、18歳未満のお子さんで厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかり、認定基準を満たしている方
内 容	健康保険証等を使って医療受給者証に記載された疾病を治療するために受ける診療・調剤・訪問看護の自己負担額(一部患者負担金を除く)が助成されます。
その他	原則、18歳未満のお子さんが対象となります。(18歳に達した時点で医療券を有し引き続き医療を受ける場合は20歳に達するまで)
申請窓口	八王子市保健所 健康部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

### (7) 小児精神障害者入院医療費助成制度 精 発

対象者	都内在住で満18歳未満の方が精神障害(「てんかん」「精神遅滞」のみでは不可)のために精神病床に入院するときに、入院費が助成されます。 制度の認定を受けて入院治療を継続する場合は、20歳の誕生月の末日までが助成の対象となります。
内 容	健康保険が適用された医療費の自己負担のうち、入院時食事療養費の標準負担額と健康保険適用外の費用を除いた額が助成されます。
助成期間	最長1年(1年を越えて継続入院される場合は、継続申請が必要です)
必要書類	医療費助成申請書(所定の様式は下記のホームページからダウンロードすることもできます) 診断書(所定の様式で、申請日から3か月以内に作成されたもの。様式は申請窓口又は下記のホームページからダウンロードすることもできます) 住民票の写し(患者と申請者の続柄がわかるもの。ただし、継続申請の方で前回認定時の住所と変更がなければ必要ありません)申請日から3か月以内のもの。 健康保険証の写し 遅延理由書(入院を開始した月の翌月以降に申請する場合)
その他	様式のダウンロード(ホームページ) <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/</a>
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

### (8) 難病医療費助成制度 難

対象者	国又は都が指定する疾病に罹患し、その症状が認定基準を満たす方
内 容	保険証等を使って医療受給者証(医療券)に記載された疾病を治療するための診療・調剤・訪問看護等の自己負担額(ただし入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は除く)から自己負担上限月額を除いた額が助成されます(18歳未満の方は全額助成)
申請窓口	八王子市保健所 健康部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162
助成期間	1年(継続を希望される方は、更新申請が必要です)

### (9) 大気汚染医療費助成制度 身 他

対象者	市内に住所を有し、18歳未満の方(生年月日が平成9年4月1日以前の被認定者は更新のみ可能)で、以下の4つの条件を満たしている方 気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫、にかかっている 都内に引続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有している。 喫煙をしていない。 健康保険に加入している。
内 容	保険証等を使ってマル都医療券に記載された疾病を治療するために受ける診療・調剤・訪問看護の自己負担額(ただし入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は除く)のうち月額6,000円を超えた額が助成されます。(18歳未満の方は全額助成)
助成期間	2年 ただし、18歳未満の方は18歳になる誕生日の属する月の末日まで
その他	生活保護を受けている方は除きます。
申請窓口	八王子市保健所 健康部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

### (10) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 身 他

対象者	都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎の抗ウイルス治療(B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療)を要すると診断された方で各認定基準を満たした方
内 容	B型・C型ウイルス肝炎治療にかかる保険診療の患者負担合計額から患者一部負担を除いた額が助成されます。(助成開始は、申請した月の初日から)
その他	生活保護を受けている方は除きます。
申請窓口	八王子市保健所 健康部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

### 3. 手当 身知精難他

#### (1) 心身障害者福祉手当(都制度) 身知

対象者	20歳以上で心身に次のいずれかの障害がある方 身体障害者手帳1・2級の方 愛の手帳1～3度の方 脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
内容	月 額：15,500円 払込月：4・8・12月 18日頃
その他	・65歳以上の新規申請はできません。 ・所得制限あり(障害者本人のみ) ・施設入所者は除く ・手続には個人番号の記入が必要となります。(P68参照)
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

#### (2) 特別障害者手当(国制度) 身知精

対象者	20歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方 (目安として身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度の方でかつそれらが重複している方、あるいはこれらと同等の疾病や精神障害のある方) 各種手帳を取得していなくても可
内容	月 額：27,350円 払込月：2・5・8・11月 7日頃
その他	・所得制限あり ・施設入所者及び3か月を越えて病院に入院している方は除く ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当受給者は、手当額の併給調整あり ・手続には個人番号の記入が必要となります。(P68参照)
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

#### (3) 障害児福祉手当(国制度) 身知精

対象者	20歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な方 (目安として身体障害者手帳1・2級の一部の方、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病又は精神障害のある方) 各種手帳を取得していなくても可
内容	月 額：14,880円 払込月：2・5・8・11月 7日頃
その他	・所得制限あり(扶養者) ・各種年金制度の障害年金の受給児と施設入所児は除く ・手続には個人番号の記入が必要となります。(P68参照)
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

#### (4) 重度心身障害者手当(都制度) 身知

対象者	心身に次のいずれかの障害がある方 重度の知的障害(愛の手帳1・2度相当)で、著しい精神病状などのため常時複雑な配慮を必要とする方 重度の知的障害(愛の手帳1・2度相当)と重度の身体障害(身体障害者手帳2級)の重複している方 重度の肢体不自由者で、両上下肢の機能を失い、座位を保つことが困難な程度以上の障害がある方
内容	月 額：60,000円 払込月：毎月20日頃
その他	・65歳以上の新規は対象外 ・所得制限あり (ただし20歳未満の方は扶養義務者の所得) ・施設入所者及び3か月を越えて病院に入院している方は除く ・手続には個人番号の記入が必要となります(P68参照)
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

### (5) 特定疾病患者福祉手当(市制度) 難

対象者	市が指定する疾病に罹患し、特定医療費(指定難病)受給者証(注1)又はマル都医療券(注2)を所持している方
内容	月 額：4,000円 払込月：4・8・12月 18日頃
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の新規は対象外</li> <li>・所得制限あり(ただし20歳以上は本人のみ)</li> <li>・施設入所者は除く</li> <li>・併給制限あり(心身障害者福祉手当、児童育成手当(障害手当)、生活保護、中国残留邦人支援給付との併給不可)</li> <li>・手続には個人番号の記入が必要となります。(P68参照)</li> </ul>
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 南大沢事務所 火曜日及び木曜日のみ

注1 特定医療費(指定難病)受給者証・・・難病法に定める指定難病の医療費助成制度の受給者証

注2 マル都医療券・・・都が指定する難病の医療費助成制度の医療券

難病の医療費助成制度については、P7(8)難病医療費助成制度を御参照ください。

### (6) 特別児童扶養手当(国制度) 身知精難発

対象者	20歳未満で次のいずれかの障害がある方を監護している保護者 身体障害者手帳1・2・3級程度の方 愛の手帳1・2・3度程度の方 長期の安静を必要とする病状又は精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける方
内容	1級 月 額：52,500円 2級 月 額：34,970円 払込月：4・8・11月 11日頃
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限あり</li> <li>・施設入所児又は障害を理由とする公的年金受給者は除く</li> <li>・手続には個人番号の記入が必要となります。(P68参照)</li> </ul>
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

### (7) 児童育成手当<障害手当>(都制度) 身知

対象者	20歳未満で心身に次のいずれかの障害がある方を扶養している保護者 身体障害者手帳1・2級程度 愛の手帳1～3度程度(療育手帳A程度) 脳性麻痺、進行性筋萎縮症 知的障害で特別児童扶養手当の受給者 身体障害で特別児童扶養手当1級の受給者で、若齢等による手帳未申請の場合や内部障害等による身体障害者手帳の判定対象外の場合はご相談ください。
内容	月 額：15,500円 支給月：2・6・10月 10日頃
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の所得制限あり</li> <li>・施設入所児は除く</li> </ul>
申請窓口	子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368 八王子駅南口総合事務所 子ども窓口(新規申請は平日のみ) ☎ 042-620-1160

### (8) 児童育成手当<育成手当>(都制度) 身精他

対象者	<p>1 8歳に達した年度末までの、次のいずれかの状態に該当する児童を扶養している保護者          父又は母が重度の障害(1)を有する児童          父又は母が死亡した児童          父又は母が生死不明である児童          父又は母に1年以上遺棄されている児童          父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童          父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童          父母が離婚した児童          婚姻によらないで生まれた児童</p> <p>1 &lt;父又は母の障害要件&gt;          身体障害者手帳1級の方          身体障害者手帳2級(上肢を除く)の方          身体障害者手帳2級(上肢)で、両上肢の機能の著しい障害の方もしくは両上肢のすべての指を欠く方          身体障害者手帳2級(視覚障害)で、両眼の視力の和が0.04以下の方          身体障害者手帳3級(下肢)で、両下肢をショパール関節以上で欠く方          重複で2級以上の障害を有する方          身体機能及び精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方</p>
内容	<p>月 額：13,500 円          支給月：2・6・10月 10日頃</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の所得制限あり</li> <li>・施設入所児は除く</li> </ul>
申請窓口	<p>子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368          八王子駅南口総合事務所 子ども窓口(新規申請は平日のみ) ☎ 042-620-1160</p>

### (9) 児童扶養手当(国制度) 身知精他

対象者	<p>1 8歳に達した年度末まで(一定の障害(1)を有する場合は20歳未満)の、次のいずれかの状態に該当する児童を監護している方又は父母以外で児童を養育する方          父又は母が重度の障害(2)を有する児童          父又は母が死亡、若しくは生死不明である児童          父又は母に1年以上遺棄されている児童          父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童          父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童          父母が離婚した児童          婚姻によらないで生まれた児童</p> <p>1 &lt;20歳未満となる児童の障害要件&gt;          身体障害者手帳1~3級程度          愛の手帳1~3度程度(成人判定済みのもの・3度の場合は医師の判定を要します)          特別児童扶養手当の受給者          精神障害を有する者で長期にわたる安静を必要とし、日常生活に著しい制限が認められるもの(医師の判定を要します)</p> <p>2 &lt;父又は母の障害要件&gt;          国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級1級程度の方          身体障害者手帳1・2級程度の方(医師の判定を要します)          身体機能及び精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方(医師の判定を要します)</p>
内容	<p>月 額：1人          43,160円~10,180円          所得額によって異なります          2人目 10,190円~5,100円          3人目以降 6,110円~3,060円加算          払込月：1・3・5・7・9・11月の10日頃</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者等の所得制限あり</li> <li>・施設入所児は除く</li> </ul>
申請窓口	<p>子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368          八王子駅南口総合事務所 子ども窓口(新規申請は平日のみ) ☎ 042-620-1160</p>

## 4. 障害年金 身知精難発他

障害のある方が受給できる公的年金です。

### (1) 障害基礎年金(国民年金法) 身知精難発他

対象者	次のいずれかに該当する方。 国民年金加入中に初診日のある傷病により、認定日(1年6か月後)において政令で定める程度の障害の状態にある方 20歳前に初診日のある傷病により政令で定める程度の障害の状態にある方 国民年金加入中で、第3号被保険者期間(昭和61年4月1日以降、会社員、公務員に扶養されていた妻又は夫であった期間)に初診日のある傷病により、認定日(1年6か月後)において政令で定める程度の障害の状態にある方 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳とは別に国民年金法で定める障害の認定を受けることが必要となります。	
内容	年金額(令和元年度) ・1級 975,125円 ・2級 780,100円 子の加算額 ・第1子、第2子 各 224,500円 ・第3子以後 各 74,800円	年金額その他詳細についてはお問合せください。(額は変更となる場合があります。)
その他	に該当する方が、障害年金を受給するためには保険料の納付要件を満たす必要があります。に該当する方は、本人の所得制限・併給制限があります。	
申請先	: 医療保険部 保険年金課 ☎ 042-620-7238 : 八王子年金事務所 八王子市南新町 4-1 ☎ 042-626-3511	

### (2) 特別障害給付金 身知精難発他

対象者	国民年金の任意加入期間(平成3年3月までの学生、または昭和61年3月までの被扶養配偶者だった期間)に国民年金に加入しておらず、その期間中に初診日のある病気やけがで、国民年金障害認定基準の1、2級に該当した方	
内容	・1級 基本月額: 52,150円(令和元年度) ・2級 基本月額: 41,720円(令和元年度) (特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度自動的に見直されます)	
その他	・所得制限あり ・障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は除く	
申請先	医療保険部 保険年金課 ☎ 042-620-7238	

### (3) 障害厚生年金(厚生年金法) 身知精難発他

対象者	厚生年金保険の被保険者加入期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方	
内容	厚生年金に加入中の障害で障害基礎年金が受けられるときに、あわせて障害厚生年金(1級又は2級)が受けられます。 年金額は障害の程度が軽いときは3級の障害厚生年金又は障害手当金が受けられます。給与及び障害の程度により異なります。詳細については、申請先にお問合せください。	
申請先	八王子年金事務所 八王子市南新町 4-1 ☎ 042-626-3511	

## 5.暮らしの援助 身知精難発他

障害の種類や等級等に応じて、必要な支援が受けられます。

### (1)交通機関の優遇措置 身知精

交通機関の運賃等については、手帳の種類や障害程度等級等に応じて割引される制度があります。運賃割引制度の種別は第1種と第2種に分類されます。種別の分類についての詳細はP1、P2を御覧ください。

#### JR線・私鉄 身知

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者			
内容	区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
	第1種障害者が介護付で乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	50%	全線
	第2種障害者及び第1種障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合のJR線及び連絡社線各駅相互間。 (JR線以外の私鉄については取扱区間が各社違います)
	12歳未満の第2種障害児が介護付で乗車する場合	定期乗車券 (通勤定期に限る)	50%	全線
	1 グリーン車は除かれます。 2 12歳未満の障害児については、小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。			
申請窓口	自動券売機等で所要区間の小児乗車券を購入し、乗降改札の際に乗車券と併せて障害者手帳を提示するか又は障害者手帳を発売窓口で提示し、行先、乗車券の種類等を口頭又はメモの提示により申し込んでください。 なお、乗車中は必ず障害者手帳を携帯してください。			

#### 都営交通(都電)(バス)(地下鉄)(日暮里・舎人ライナー) 身知精

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者 (地下鉄は身体障害者手帳所持者の場合、第1種又は定期券使用の12歳未満の第2種の介護者に限ります) 精神障害者保健福祉手帳所持者
内容	障害者：無料(無料乗車券) 介護者：普通乗車券50% 定期乗車券50%(バス定期のみ30%)
有効期限	3年 2年
その他	シルバーパス等無料乗車証の所持者は対象となりません。 都営地下鉄の定期券発売所で手続きすることにより、磁気券をICカード(PASMO)に変更することができます。 発行窓口は乗車証の種別により以下のようになります。 磁気券及びICカード・・・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所 紙券・・・本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所及び都電・都バスの定期券発売所
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所(拠点事務所(浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所)及び南大沢事務所) 23区内の都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所及び本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所
申請に必要なもの	お持ちの障害者手帳(継続手続の場合は、手帳及び現在お持ちの乗車証) 1 都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所でICカード(PASMO)の新規発行をする場合には、デポジット(預り金)500円が必要となります。

## 民営バス・はちバス 身知精

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者 第1種の身体障害者手帳所持者の介護者 愛の手帳所持者の介護者 精神障害者保健福祉手帳所持者
内容	に該当する方： 普通乗車券：50%割引 定期乗車券：30%割引 交通機関：東急、西武、小田急、京王、西東京、東武、京成、京浜急行、関東、立川、国際興業、東海汽船、神奈川中央交通、はちバス（ただし、はちバスに定期乗車券はありません） 取扱区間：東京都の区域内に路線（他県に乗入れている路線を含む）を有する民営バス
	に該当する方（本人のみ）： 普通乗車券：50%割引 定期券及び介護者の割引は原則割引にはなりません、バス事業者によって異なりますので詳しくは各バス事業者へお問合せください。 交通機関：概ね東京都内の民営バスは適用になります。詳細は、東京都福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健・医療課 ☎ 03-5320-4464 へお問合せください。 八王子市のはちバスも適用になります。（ただし、はちバスに定期乗車券はありません） 取扱区間：東京都内で乗車し、かつ都内で降車（下車）する場合にのみ適用されます（高速バス・空港連絡バス・深夜急行バス等は除きます）。
申請窓口	：申請不要（手帳提示で割引） ：障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所又は南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ：都内の児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター
問合せ先	民営バスの問合せ先：各民営バス事業者 はちバスの問合せ先：道路交通部交通事業課（はちバス・駐車場担当）☎ 042-620-7432

## 航空(国内線) 身知精

対象者	次のいずれかに該当する方 12歳以上の身体障害者手帳、愛の手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
内容	航空会社により異なります
問合せ先	割引率、航空路線、区間などはお問合せください。 各航空運送事業者

## 旅客船・フェリー 身知

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者 介護者
内容	割引率、割引対象船室などが、会社によって異なります。 また、距離により割引にならない場合もありますので、詳しいことは、各フェリー会社等に直接お問合せください。
問合せ先	各旅客船・フェリー会社

## 有料道路 身知

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳所持者で、自ら運転する方 第1種身体障害者手帳又は第1種愛の手帳所持者で、介護者が運転する自動車に乗車する方
内容	対象となる自動車： 障害者の方が自ら運転する乗用自動車(ライトバン等荷物積載設備と乗用設備を兼ねているものも含む)で本人又は本人と生計を一にする方が所有するもの。ただし営業用の自動車は除きます。 については介護者が運転する場合について障害者の方が自動車を所有していない場合、継続して日常的に介護している者が所有するものも可（1人につき1台とする） 割引率：50%以内（10円未満又は50円未満端数切り上げ） 取扱区間：道路整備特別措置法に基づく有料道路・道路運送法に基づく一般自動車道
申請に必要なもの	・障害者手帳、自動車検査証、運転免許証（2種の方） ・ETC利用の方は上記に加え 障害者本人名義のETCカード・車載器セットアップ申込書証明書
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所）

### 駐車禁止規制からの除外措置 身 知 精

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳所持者で以下のいずれかの等級に該当する方 ・視覚障害 1～3級、4級（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものに限る） ・聴覚障害 2～3級 ・平衡機能障害 3級 ・肢体不自由 上肢 1・2級（両上肢に障害のあるものに限る） ・肢体不自由 下肢 1～4級 ・体幹機能障害 1～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 1・2級（両上肢に障害のあるものに限る） ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1～4級 ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害 1～3級 愛の手帳1～2度 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者かつ自立支援医療（精神通院）受給者
内容	駐車禁止等除外標章の交付を受けた障害者が、除外標章を現に使用している車（本人運転、家族等介護人運転の車の他、タクシー・福祉車両等も含む）の前面に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から原則として除外されます。 その他詳細は警察署にお問合せください。
申請窓口	都内のいずれの警察署（交通課） ・八王子警察署 八王子市元本郷町 3-19-1 ☎ 042-621-0110 ・高尾警察署 八王子市東浅川町 23-34 ☎ 042-665-0110 ・南大沢警察署 八王子市南大沢 1-8-3 ☎ 042-653-0110 申請に必要なものについては、事前に警察署へお問合せください。

### 市営駐車場の駐車料金の免除 身 知 精

対象者	駐車禁止規制からの除外措置の標章をお持ちの方
内容	駐車禁止等除外標章の交付を受けた方が、運転又は同乗する車両に対して、市の施設を利用する場合、市営駐車場の駐車料金（利用時間分）が免除になります。 利用する施設の窓口に駐車券と駐車禁止等除外標章を提示してください。 詳しい利用方法は、事前に各駐車場にお問合せください。
対象施設	・クリエイトホール（生涯学習センター、生涯学習センター図書館、消費生活センター、男女共同参画センター、子ども家庭支援センター） ・オリンパスホール八王子（市民会館） ・学園都市センター ・八王子駅南口総合事務所 ・南大沢総合センター（南大沢事務所、南大沢図書館、南大沢保健福祉センター、生涯学習センター南大沢分館、南大沢市民センター、南大沢文化会館） ・芸術文化会館（いちようホール） <対象とする駐車場> ・八王子駅北口地下駐車場、旭町駐車場 ☎ 042-642-1789 ・南大沢駐車場 ☎ 042-679-2200 ・芸術文化会館（いちようホール）駐車場 ☎ 042-621-3001
問合せ先	各駐車場へ

### タクシー 身 知 精

対象者	身体障害者手帳又は愛の手帳所持者 精神障害者手帳の所持者
内容	手帳の写真が貼付されている面を提示することで、料金が10%割引となります。（10円未満の端数は切捨て） タクシー・自動車ガソリン費助成と併用可
問合せ先	（一社）東京ハイヤー・タクシー協会 ☎ 03-3264-8080 各タクシー会社

## タクシー・自動車ガソリン費の助成 身 知

対象者	公共の交通機関を利用することの困難な次のいずれかに該当する心身障害者（児） 身体障害者手帳 1・2 級 愛の手帳 1・2 度 施設入所者は除きます。
内容	タクシー・自動車ガソリン費共通利用券（ 協力会社のみでの御利用となります） 月 4 枚（視覚障害者は月 6 枚）〔 1 枚： 6 0 0 円券〕 腎臓障害で透析治療のため通院している方は月 2 枚追加（病院で運行する送迎バスなどを利用している方、所得制限を超える方、生活保護費を受給している方を除く） 1 回につき料金相当額分を利用できますが、釣り銭は請求できません。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

## 身体障害用リフト付乗用自動車の運行 身

対象者	身体障害者手帳を所持し、常時車いすを使用する方及びその方が必要とする付添いの方
内容	< 運行の範囲 > おおむね片道 3 時間以内 < 運行の日程 > 年末年始の休日を除き毎日 8 時～ 1 7 時 ・費用は無料（ただし、有料道路料金、有料駐車場料金は利用者負担） ・電話又は窓口で登録後、利用予定日の 1 か月前から前日までに電話でコールセンターへ予約 ・運行は運転手 1 名のみで、介助等なし
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444 コールセンター ☎ 042-556-8171

この他福祉有償運送の制度もあります。詳しくは P 6 6 を御覧ください。

## 自動車運転教習費用の助成 身 知

対象者	普通自動車運転免許証を取得した 1 8 歳以上の障害者の方で、次の要件 のいずれか、かつに該当する方 ・身体障害者手帳 3 級以上の方 ・内部障害 4 級以上の方 ・下肢又は体幹機能障害 5 級以上であって歩行困難な方 ・愛の手帳所持者 引き続き 3 か月以上八王子市に住所を有する方
内容	一般の交通機関の利用が困難な障害者の方に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 《助成内容》 ・教習所の入所料、学科及び技能教習料、教材費に該当する金額の 2 / 3 の費用を助成 1 第一種普通免許の取得の場合であって、前年の所得税額が 0 円の時は 164,800 円、前年の所得税額が 1 円～ 42,000 円のときは 144,200 円、前年の所得税額が 42,001 円～ 400,000 円のときは 123,600 円まで助成します。 2 排気量等の限定解除の場合 20,600 円まで助成します。
その他	・運転免許の取得 身体障害者の方でも障害の程度によっては補装具等を着用したり、車種を限定したりすることにより合格基準に達することができます。 ・詳しくは警視庁 府中運転免許試験場 ☎ 042-365-5656
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444 <u>必ず教習所入所前に御相談ください。</u>

## 自動車改造費の助成 身

対象者	1 8 歳以上の身体障害者手帳所持者で、次の要件全てに該当する方 上肢、下肢又は体幹のいずれかの等級が 1 又は 2 級の方 就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方
内容	・操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を 133,900 円まで助成します。 ・所得制限あり（本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当の所得制限の範囲内）
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444 <u>必ず改造前に御相談ください。</u>

## (2) 税金・公共料金等の控除・減免 身知精難発他

### 所得税における障害者控除 身知精他

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
内容	<p>身体障害者手帳等をお持ちの方が納税者である場合や、控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族にいる場合には、納税者の所得額から次の金額が控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者控除 400,000 円</li> <li>・普通障害者控除 270,000 円</li> </ul> <p>特別障害者を扶養する場合は控除額が更に加算される場合があります。詳細はお問合せください。</p>
申請窓口	<p>確定申告の場合：八王子税務署 八王子市明神町 4-21-3 ☎ 042-697-6221</p> <p>源泉徴収の場合：勤務先給与担当者</p>

### 住民税の非課税及び障害者控除 身知精他

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
内容	<p>身体障害者手帳等をお持ちの方で、前年の合計所得金額が一定基準以下の場合には住民税は非課税となります。</p> <p>本人が障害者である場合や、控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族にいる場合には、納税者の所得額から次の金額が控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者控除 300,000 円</li> <li>・普通障害者控除 260,000 円</li> </ul> <p>特別障害者を扶養する場合は控除額が更に加算される場合があります。詳細はお問合せください。</p>
申請窓口	<p>税務部住民税課 ☎ 042-620-7219</p> <p>市・都民税の申告が必要です。（ただし、所得税の確定申告をしている方は不要です）</p>

### バリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置 身知精他

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
内容	<p>一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分に限り、対象床面積 100 平方メートル相当分までの固定資産税を 3 分の 1 減額します。減額対象となる住宅の要件、手続等についてはお問合せください。工事完了日から 3 か月以内に申請が必要です。</p>
申請窓口	税務部 資産税課 ☎ 042-620-7356

### 相続税における障害者控除 身知精他

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
内容	<p>相続又は遺贈によって財産を得た障害者が民法にいう相続人に該当する場合には、一定額が相続税額から控除されます。</p> <p>詳細はお問合せください。</p>
申請窓口	八王子税務署 八王子市明神町 4-21-3 ☎ 042-697-6221

### 贈与税の非課税 身知精他

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
内容	<p>特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。</p> <p>詳細はお問合せください。</p>
申請窓口	各関係金融機関

### 利子等の非課税 身 知 精

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
内容	身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。マル優、特別マル優を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳その他必要書類等を提示して確認を受ける必要があります。 詳細はお問合せください。
申請窓口	各関係金融機関

### NHK放送受信料の減免 身 知 精

対象者	次のいずれかに該当する方 世帯全体の住民税が非課税で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方 世帯主の方が受信契約者でかつ、次のいずれかに該当する方 ・視覚障害、聴覚障害又は身体障害者手帳1～2級 ・愛の手帳1～2度 ・精神障害者保健福祉手帳1級
内容	全額免除 半額に減額
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所） ・放送受信料減免手続 障害者福祉課で福祉事務所長の証明印を押してお渡ししますので、それをNHK営業所に提出（郵送）してください。 市内住所変更等は、直接NHKに御連絡ください。 NHK西東京営業センター ☎ 042-528-6000

### 水道料金、下水道使用料の減免 身 知 精 難 発 他

対象者	児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者
内容	水道料金 基本料金と1月当たり10立方メートルまでの従量料金の合計額（消費税相当額を含む）を免除 下水道使用料 基本使用料（1ヶ月8立方メートルまでの汚水排水量に係る使用料、消費税相当額を含む）の免除
申請窓口	・東京都水道局八王子サービスステーション ・東京都水道局多摩サービスステーション（多摩ニュータウン地域にお住まいの方） ・お問合せ先 水道局多摩お客さまセンター ☎ 0570-091-101（ナビダイヤル）又は☎ 042-548-5110

### 下水道使用料の減免 身 知 精

対象者	世帯全員の市町村民税が非課税で、かつ、世帯員の中に次の～のいずれかの所持者がいる方 身体障害者手帳1、2級所持者 愛の手帳1、2度所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
内容	基本使用料（1ヶ月8立方メートルまでの汚水排水量に係る使用料、消費税相当額を含む）の免除
申請窓口	水循環部 下水道課 ☎ 042-620-7290

## ごみ処理手数料の減免 身知精難発他

対象者	次のいずれかに該当する世帯 児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給世帯 在宅で生活している身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる市民税非課税世帯
内容	1年あたり、可燃ごみ用指定収集袋及び不燃ごみ用指定収集袋を、それぞれ104枚及び20枚を限度に無料で交付します。 1人世帯は10%、2～4人世帯までは20%、5人世帯以上は40%の収集袋を交付します(年度途中は申請月から12月分までを月割り)
申請窓口	資源循環部 ごみ減量対策課 ☎ 042-620-7256

## 自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 身知精

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳所持者で以下のいずれかの等級に該当する方 ・視覚障害 1～3級、4級(視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものに限る) ・聴覚障害 2・3級 ・平衡機能障害 3・5級 ・音声、言語機能障害 3級(喉頭摘出に係るものに限る) ・肢体不自由 上肢 1・2級 ・肢体不自由 下肢 1～6級 ・体幹機能障害 1～3級、5級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 1・2級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1～6級 ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3・4級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級 ・肝臓機能障害 1～4級 愛の手帳 1～3度所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院医療費公費負担を受けている方に限る)
内容	・障害者減免 対象者又はその人と生計を一にする人が所有し、障害者自身が運転する自動車又は生計を一にする人が専らその障害者のために運転する自動車の自動車税環境性能割、自動車税種別割を障害者1人につき自動車1台分減免します。 ・構造減免 専ら心身障害者が利用するために構造上、車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車について自動車税環境性能割、自動車税種別割を減免(車検証に車いす移動車等の表示がある) と同じ装置を取り付けた自動車で、車いす移動車以外の自動車について自動車税環境性能割の一部を減額 専ら心身障害者が運転するための構造上変更がされている自動車(営業用に限る)について、自動車税環境性能割の一部を減額 その他詳細は巻末付録「自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免詳細」を御覧いただくか、東京都自動車税コールセンターまでお問合せください。
申請窓口	新規又は移転の登録の際(登録の日から1か月以内) 八王子自動車税事務所 八王子市滝山町 1-270-5 ☎ 042-691-6351 既に自動車を所有している場合、自動車税種別割の納期限(通常は5月31日)までに申請をしてください。 申請先：八王子都税事務所 八王子市明神町 3-19-2 ☎ 042-644-1111 問合せ先：東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066

## 軽自動車税種別割の減免 身知精

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で自動車税種別割の減免と同じ等級基準の方
内容	対象者又は生計を同じくする方(同居の方)が所有する軽自動車等で、対象者の通院等で使用する場合は軽自動車税種別割を減免します。 軽自動車税種別割の納期限(通常は5月31日)までの申請が必要です。納期限後は翌年度の減免のための事前相談となります。 その他詳細はお問合せください。
申請窓口	税務部 住民税課 ☎ 042-620-7353

### 個人事業税の減免 身知精

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
内容	本人又は障害者を扶養している方のうち、前年度の総所得額(事業所得以外の所得があるときは合算額)が370万円以下の方は、減免されます。 詳細はお問合せください。
申請窓口	八王子都税事務所 八王子市明神町 3-19-2 ☎ 042-644-1111

### 携帯電話料金の割引 身知精

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
内容	各携帯電話会社の基本使用料、各種サービス等が割引されます。 詳細は各携帯電話会社にお問合せください。
申請窓口	各携帯電話会社

### (3) はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 身知難

対象者	65歳以上で次のいずれかに該当する方 施設入所者及び入院している方は除きます。 身体障害者手帳所持者 愛の手帳所持者 特定疾病患者福祉手当の受給者
内容	利用券：月1枚(1枚：1,000円券) 1回の施術につき、3枚まで利用可能。(協力治療院のみでの御利用となります)
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

### (4) 住居賃貸代行保証料補助金・公営住宅の優遇措置等 身知精

#### 住居賃貸代行保証料補助金 身知精

対象者	満18歳以上の障害者の一人暮らし世帯又は世帯主が障害者の方で、次の要件全てに該当する方 次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・精神障害を事由とする障害年金の給付又は特別障害給付金等を受けている方 ・自立支援医療(精神通院)を受給している方 ・厚生労働大臣が定める特殊な疾患に、り患していることがわかる証明書の交付を受けている方 民間等の住居賃貸代行保証制度を利用している方 世帯全員が現に市内の民間賃貸住宅に居住し、本市の住民基本台帳票に記載されている方 生活保護を受けていない方 本市が交付する他の住居賃貸代行保証料補助金の交付を受けていない方
内容	民間等の住居賃貸代行保証制度を利用した場合に支払った額の2分の1に相当する額を補助します。ただし、10,000円を限度とします。 保証の期間が1年以上のもの1回の支払いに対して補助する。
申請窓口	地域生活支援センターあくせす(特非)わかくさ福祉会に委託して行っている事業です) ☎ 042-631-1022 FAX 042-649-1276

### 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 身 知 精

対象者	身体障害者、知的障害者又は精神障害者
内容	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された民間賃貸住宅の情報提供を行います。
申請窓口	まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7260

### 都営住宅の入居 身 知 精

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
内容	一般世帯に比べ応募可能回数が増えたり、優遇抽せん制度を受けられる場合があります。詳細はお問合せください。
申請窓口	都住宅供給公社 募集センター ☎ 03-3498-8894

### 都営住宅の家賃減免 身 知 精

対象者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
内容	家賃の減免制度が受けられます。詳細はお問合せください。
申請窓口	都住宅供給公社 募集センター ☎ 03-3498-8894

### 市営住宅の入居 身 知 精

対象者	申込者本人又は同居親族のうち1人が、次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳1～4級の所持者 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定で1度～3度） 精神障害者保健福祉手帳1～2級の所持者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む） 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
内容	抽せん方式では、一世帯につき抽選番号を連番で2個とし、当せん率を一般家庭の2倍にする。 ポイント方式では、ポイントを加点する。
申請窓口	まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7260

### 耐震シェルター・防災ベッド設置費用の補助 身 知 精

対象者	申込者本人又は同居親族のうち1人が、次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳（2級以上）の交付を受けている者 介護保険制度で要介護3以上の認定を受けている者 愛の手帳の交付を受けている者 国又は東京都の難病医療助成制度の認定を受けている者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
内容	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造在来工法の住宅等に耐震シェルター・防災ベッドを設置する場合、設置費用の50%以内で、20万円を上限に補助します。
申請窓口	まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7260

### (5) 巡回入浴サービス 身

対象者	介護保険に該当しない方で、身体に重度の障害があるなどのため、居宅での入浴が困難な方。
内容	自己負担1回450円(生活保護を受けている世帯は無料) 一週間に1回を限度とします。 定期的に入浴車(専門の業者)が看護師と共に自宅に伺います。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

## 6. 補装具・日常生活用具 身 知 難

### (1) 補装具費の支給 身 難

#### 支給要件等

対象者	次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳所持者 難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方） の場合は対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。
対象種目	P2 1～2 2「補装具の対象種目・判定方法」のとおり 障害種別により対象品目・申請方法が異なりますので、必ず事前に御相談ください。 <u>支給決定前に購入、借受け又は修理された物に関しては、支給の対象となりません。</u>
内容	就労その他日常生活を容易にするため、補装具費の支給を行います。 原則、耐用年数内に同一種目1回限りです。
自己負担割合	原則、基準額内の1割です。基準額を超えた部分については、自己負担となります。 世帯の所得に応じ、負担割合が変わります。 <u>市民税の課税状況によっては、助成が受けられない場合があります。</u>
必要書類	申請書（市指定の様式） 見積書（業者が発行したもの） 医師意見書（詳細は欄外を御参照ください）又は判定書 ・手続には個人番号の記入が必要となります（P68参照）
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所）及び南大沢事務所） 書類の受付のみ

#### 医師意見書について

原則、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師（指定医）に作成を依頼してください。  
障害者総合支援法第59条第1項に基づく更生医療を主として担当する医師も作成することは可能です。

#### 介護保険該当者の方へ

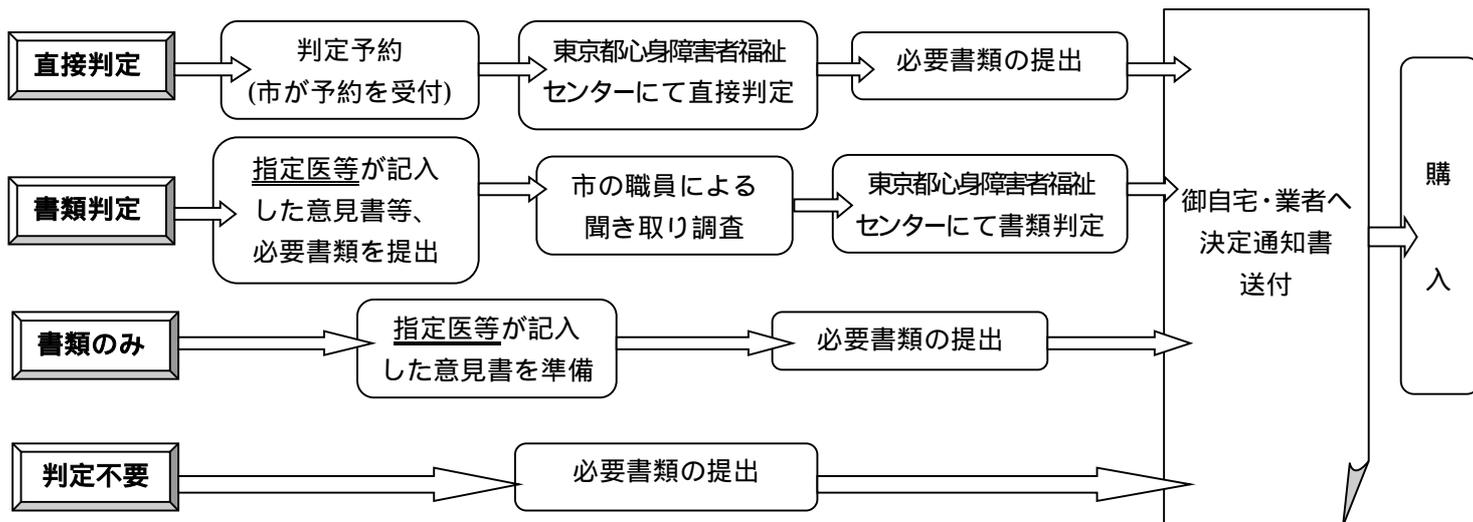
65歳以上の方及び40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は、以下の表の網掛けの種目については介護保険制度の利用が優先となります。事前に御相談ください。

#### 補装具の対象種目・判定方法

種目	直接判定	書類判定	書類のみ	判定不要	種目	直接判定	書類判定	書類のみ
義肢	○				歩行補助つえ	松葉づえ		○
装具	○					カナディアンクラッチ		○
座位保持装置	○					ロフトランドクラッチ		○
義眼			○			多点つえ		○
盲人安全つえ				○		プラットフォームつえ		
眼鏡	矯正眼鏡		○		車いす	歩行器		○
	弱視眼鏡		○			普通型等（既製品）手押し型		○
	遮光眼鏡		○			その他の車いす		○
コンタクトレンズ			○		電動車いす	○		
補聴器	高度難聴用（ポケット型・耳掛型）		○		重度障害者用意思伝達装置	注	注	
	その他の補聴器		○		注：内容によって判定方法が異なります。			

判定方法	直接判定	本人が東京都心身障害者福祉センター（本所又は多摩支所）に直接行き判定を受けます。判定結果に基づいて補装具の支給を行います。判定は市を通しての予約制となっています。
	書類判定	医師意見書等を基に東京都心身障害者福祉センターが補装具の判定を行います。ただし、特殊な補装具や使用する部品の種類によっては、直接判定になる場合があります。（書類判定の補装具であっても、東京都心身障害者福祉センターに行き、直接判定を受けることも可能です。）必要書類は補装具の種類によって異なります。
	書類のみ	医師意見書を基に市が補装具の必要性を判断します。必要書類を市に提出してください。ただし、特殊な補装具や使用する部品の種類によっては、直接判定もしくは書類判定になる場合があります。
	判定不要	医師意見書は不要です。医師意見書以外の必要書類を揃えて市に提出してください。

### 手続の流れ



支給決定前に購入、借受け又は修理された物に関しては、支給の対象となりません。

### 中等度難聴児補聴器購入費の助成について

対象者	次の要件全てに該当する方 市内に居住する18歳未満の児童 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力でないこと 両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により言語の習得等一定以上の効果が期待できる方（医師の意見書が必要） 当該児童の属する世帯に、市民税の所得割が460,000円以上の方がいないこと 他の制度により補聴器の購入費の助成又は給付等を受けていないこと
内容	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に、補聴器購入費の一部を助成し、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、健全な発達を支援します。 <u>助成決定前に購入された物に関しては、助成の対象となりません。</u> <u>原則片耳のみの助成です。</u>
助成金額	補聴器の購入額と助成基準額を比較して、少ない方の額の9割を助成します。 申請者が多い場合は御希望に添えない場合があります。
必要書類	申請書（市指定の様式） 医師意見書（市指定の様式） 欄外を御参照ください。 補聴器の見積書（業者が発行したもの）
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

### 医師意見書について

次のいずれかの耳鼻咽喉科医師に作成を依頼してください。

- ・身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師（指定医）
- ・障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師
- ・主治医

## (2) 日常生活用具の給付 身 知 難

### 給付要件等

対象者	次のいずれかに該当する方 原則、在宅の方が対象 身体障害者手帳所持者 愛の手帳所持者 難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方） の場合は対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。
対象種目	日常生活用具対象種目P24～30「対象種目表～」のとおり。 用具の給付は原則1世帯当たり同一種目1件となります。 給付対象となる用具は障害種別・等級、対象者要件、世帯状況等により異なります。 要件や手続方法については、必ず事前に御相談ください。 <u>給付決定前に購入された用具に関しては、給付の対象となりません。</u>
内容	日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所）及び南大沢事務所） 書類の受付のみ

### 小児慢性特定疾患の方へ

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の制度を利用できる場合があります。

詳細は保健所 保健対策課（☎ 042-645-5162 Fax 042-644-9100）へお問合せください。

### 利用者負担額

区分	利用者負担額	日常生活用具 利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円	0円
低所得世帯	0円	0円
一般世帯	対象種目表に定める基準額を上限として「日常生活用具の給付に要する費用」の額のうち市長が認める額の1割に相当する額 （継続用具にあっては、給付上限額か給付実績額のいずれか低い額の1割に相当する額）	37,200円
世帯の最多課税者の 市民税所得割額が、 46万円以上の世帯	制度対象外	

- 世帯の範囲
  - 18歳以上(障害者)：本人と配偶者
  - 18歳未満(障害児)：保護者及び障害児の属する世帯全員
- 「日常生活用具の給付に要する費用」  
用具自体の金額のほか、用具説明、選定、見積り、給付、調整、アフターケア等の費用を含むもの
- 基準額を超える用具の給付について  
基準額以内の給付を原則とするが、基準額と用具の額の差額が全額利用者負担であることに同意できる場合のみ可能

### 日常生活用具の対象種目

#### P24～30「対象種目表～」表上の略語説明

**介護**：65歳以上及び40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は、介護保険制度の利用が優先されます。

**入院可**：入院中給付可能

**施設可**：施設入所中給付可能

**個人可**：1人当たり同一種目1件給付可能

**分割可**：耐用年数内分割給付可能

**複数可**：1回の申請で複数の用具を組み合わせて給付可能

**対象世帯**：次のいずれかに該当する世帯

本人を除く世帯全員がア～ウのいずれかに該当

ア 学齢児以下

イ 75歳以上

ウ 希望する種目の対象者欄に記載されている障害状況と同程度の障害をもつ

障害者本人が週5日において日中8時間以上単身となる場合

## 対象種目表

### 手続きの流れ



#### 申請必要書類

申請書（市指定の様式） 手続きには個人番号の記入が必要となります。（P66参照）  
 見積書（種目名、品名（製品名・型番・規格等）、数量、金額、対象者氏名、住所が記載されたもの）  
 商品カタログ等  
 日常生活用具の種目により医師の証明書等が必要な場合があります。

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能	備考
<b>簡易浴槽</b> 50,200 円 / 8 年	原則として学齢児以上で次のいずれかに該当する方 下肢機能障害 1・2 級 体幹機能障害 1・2 級	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。	介護
<b>特殊寝台</b> 162,800 円 / 8 年	原則として次のいずれかに該当する方 学齢児以上で下肢機能障害 1・2 級 学齢児以上で体幹機能障害 1・2 級 寝たきりの状態にある難病患者等 （医師意見書が必要）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	介護 個人 訓練用ベッドとの併給不可
<b>特殊マット</b> 45,000 円 / 3 年	原則として次のいずれかに該当する方 3 歳以上で愛の手帳 1・2 度 3 歳以上 18 歳未満で下肢又は体幹機能障害 1・2 級 18 歳以上で下肢又は体幹機能障害 1 級 寝たきりの状態にある難病患者等（医師意見書が必要）	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）ビニール等を加工したもの。	介護 個人 訓練用ベッドとの併給不可
<b>訓練用ベッド</b> 159,200 円 / 8 年	下肢・体幹機能に障害のある難病患者等 （医師意見書が必要）	特殊寝台・特殊マットその他の障害等の身体介護を支援する用具で、介護者が容易に使用し得るもの。	介護 個人可 複数可 特殊寝台・特殊マットとの併給不可
<b>訓練いす</b> 33,100 円 / 5 年	原則として 3 歳以上 18 歳未満で、次のいずれかに該当する方 下肢機能障害 1・2 級 体幹機能障害 1・2 級	原則として付属のテーブルをつけるもの。	個人可
<b>特殊尿器</b> 154,500 円 / 5 年	次のいずれかに該当する方 原則として学齢児以上で下肢機能障害 1 級 原則として学齢児以上で体幹機能障害 1 級 自力で排尿できない難病患者等 （医師意見書が必要） は、常時介護を要する方に限る	尿又は便が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	介護 紙おむつとの併給不可
<b>入浴担架</b> (洋式) 82,400 円 / 5 年 (和式) 133,900 円 / 5 年	原則として 3 歳以上で次のいずれかに該当する方 入浴にあたって、家族等他人の介助を要する方に限る。 下肢機能障害 1・2 級 体幹機能障害 1・2 級	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 (洋式) 仰臥位のまま使用するもの (和式) リクライニング機能付	介護

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能	備考
体位変換器 15,000 円/ 5 年	次のいずれかに該当する方 原則として学齢児以上で下肢機能障害 1・2 級 原則として学齢児以上で体幹機能障害 1・2 級 寝たきりの状態にある難病患者等（医師意見書が必要） は、下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする方に限る。	介護者が、障害者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。	介護
移動用リフト 257,500 円/ 4 年	次のいずれかに該当する方 原則として 3 歳以上で下肢機能障害 1・2 級 原則として 3 歳以上で体幹機能障害 1・2 級 下肢・体幹機能に障害のある難病患者等（医師意見書が必要）	障害者を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの。 <u>天井走行型その他、住宅改修を伴うものを除く。</u>	介護
入浴補助用具 90,000 円/ 8 年	入浴に介助を必要とする者のうち、次のいずれかに該当する方 原則として 3 歳以上で下肢機能障害の手帳所持者 原則として 3 歳以上で体幹機能障害の手帳所持者 難病患者等（医師意見書が必要）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。 <u>設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</u>	介護 分割可
頭部保護帽 37,852 円/ 3 年	次のいずれかに該当する方 愛の手帳所持者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する方 身体障害者手帳所持者で、転倒等により頭部を強打するおそれのある方（医師の証明書が必要） 耐用年数内での再給付が可能（医師の証明書が必要）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	入院可 施設可 個人可
歩行補助つえ（T 字つえ） 4,410 円/ 3 年	次のいずれかに該当する者のうち、歩行補助つえの使用により歩行機能を補うことが可能な方 下肢機能障害の手帳所持者 体幹機能障害の手帳所持者 内部障害の手帳所持者	障害者が容易に使用し得るもの。	入院可 施設可 個人可
移動・移乗支援用具 60,000 円/ 8 年	次のいずれかに該当する方 原則として 3 歳以上で平衡機能障害の手帳所持者 原則として 3 歳以上で下肢機能障害の手帳所持者 原則として 3 歳以上で体幹機能障害の手帳所持者 下肢が不自由な難病患者等（医師意見書が必要） ～ は、家庭内の移動において介助を必要とする方とします。	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。 <u>設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</u>	介護 分割可
便器 16,500 円/ 8 年	次のいずれかに該当する方 原則として学齢児以上で下肢機能障害 1・2 級 原則として学齢児以上で体幹機能障害 1・2 級 常時介護を要する難病患者等（医師意見書が必要）	手すりのついた腰かけ式のもの。 <u>取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</u>	介護 紙おむつとの併給不可
特殊便器 70,000 円/ 8 年	次のいずれかに該当する方 原則として学齢児以上で愛の手帳 1・2 度（自ら排便の処理が困難な者） 原則として学齢児以上で上肢機能障害 1・2 級 上肢機能に障害のある難病患者等（医師意見書が必要）	障害者及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。 <u>取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</u>	紙おむつとの併給不可
携帯用信号装置 20,200 円/ 6 年	原則として学齢児以上で次のいずれかに該当する方 聴覚障害 3 級以上 音声・言語機能障害 3 級以上	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの。	

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能	備考
<b>屋内信号装置</b> 87,400円/10年	18歳以上で聴覚障害2級の方 独居の者及び対象世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限ります。	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	複数可
<b>フラッシュベル</b> 12,400円/10年	原則として学齢児以上で次のいずれかに該当する方 聴覚障害3級以上 音声・言語機能障害3級以上	障害者が容易に使用し得るもの。	
<b>火災警報器</b> 15,500円(1台) /8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方、かつ次のいずれかに該当する方 愛の手帳1・2度 身体障害者手帳1・2級 独居の者及び対象世帯に限ります。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。(特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているものが望ましい。)警報ブザーを室外にも設置すること。	2台まで 給付可能
<b>自動消火装置</b> 28,700円/8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方、かつ次のいずれかに該当する方 愛の手帳1・2度 身体障害者手帳1・2級 難病患者等(医師意見書が必要) 障害者及び難病患者等のみの世帯及び対象世帯に限ります。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの。(財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているものが望ましい。)	
<b>ガス安全システム</b> 42,200円/8年	18歳以上の身体障害者手帳所持者で次のいずれかに該当する方 喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方 下肢又は体幹機能障害1級 独居の方及び対象世帯に限ります。	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの。	
<b>音響案内装置</b> 51,000円/10年	原則として学齢児以上で視覚障害1級の方	視覚障害者が容易に使用し得るもの。送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	
<b>電磁調理器</b> 15,000円/6年	18歳以上で次のいずれかに該当する方 愛の手帳1・2度 視覚障害1・2級 上肢機能障害1・2級 下肢機能障害1級 体幹機能障害1級 ～は、独居の方及び対象世帯に限ります。	障害者が容易に使用し得るもの。	
<b>ルームクーラー</b> 100,000円/6年	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方(医師の意見書が必要)	障害者が容易に使用し得るもの。	
<b>空気清浄器</b> 20,000円/6年	18歳以上で呼吸器機能障害3級以上の方	障害者が容易に使用し得るもの。	
<b>透析液加温器</b> 72,100円/5年	原則として3歳以上の身体障害者手帳所持者で、人工透析を必要とする方(医師の証明書が必要) 自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う方に限る。	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。	

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能	備考
ネブライザー (吸入器) 36,000 円/ 5 年	次のいずれかに該当する方 呼吸器機能障害 3 級以上 と同程度で身体障害者手帳所持者 (医 師の意見書が必要) 呼吸器機能に障害がある難病患者等 (医師 意見書が必要)	障害者が容易に使用し得るもの。	
電気式 たん吸引器 56,400 円/ 5 年	次のいずれかに該当する方 呼吸器機能障害 3 級以上 と同程度で身体障害者手帳所持者 (医 師の意見書が必要) 呼吸器機能に障害がある難病患者等 (医師 意見書が必要)	障害者が容易に使用し得るもの。	
動脈血中酸素飽 和測定器 (パルス オキシメーター) 50,000 円 (難病患者等は 157,500 円)/ 5 年	次のいずれかに該当する方 呼吸器機能障害の手帳所持者で人工呼吸 器の装着を必要とする方 身体障害者手帳所持者 (医師の意見書が必 要) 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等 (医 師意見書が必要)	障害者が容易に使用し得るもの。人 工呼吸器の装着が必要な難病患者 等については呼吸状態を継続的に モニタリングすることが可能な機 能を有し、容易に使用し得るもの。	
音声式体温計 9,000 円/5 年	原則として学齢児以上で視覚障害 1・2 級の方 独居の方及び対象世帯に限りします。	視覚障害者が容易に使用し得るも の。	
体重計 18,000 円/5 年	18 歳以上で視覚障害 1・2 級の方 独居の方及び対象世帯に限りします。	視覚障害者が容易に使用し得るも の。	
情報・通信支援用具 100,000 円/ 6 年	次のいずれかに該当する方のうち、パソコン・ タブレット端末の使用により社会参加が見込 まれる方 上肢機能障害 1・2 級 視覚障害 1・2 級	障害者が容易に使用し得るもの。パ ソコン・タブレット端末の操作など を容易にする周辺機器、パソコン用 ソフト。	分割可
点字ディスプレイ 289,000 円/ 6 年	18 歳以上で視覚障害 1・2 級の方	文字等のコンピュータの画面情報 を点字等により示すことのできる もの。	個人可
点字器 10,712 円/ 5 年	視覚障害の手帳所持者	視覚障害者が容易に使用し得るも の。	入院可 施設可 個人可
点字タイプライター 63,100 円/ 5 年	視覚障害 1・2 級の方 本人が就労又は就学しているか、あるいは 就労が見込まれている方に限りします。	視覚障害者が容易に操作し得るも の。	
点字図書 (年額)30,000 円	原則として学齢児以上の視覚障害者で主に 情報の入手を点字によっている方	月刊や週刊等で発行される雑誌を 除く点字図書。	年に基準 額に達する までは、複 数の点字図 書を合わせ て給付可
時計 (触読式)10,300 円 / 10 年 (音声式)13,300 円 / 10 年	18 歳以上で視覚障害 1・2 級の方	視覚障害者が容易に使用し得るも の。	個人
聴覚障害者用 通信装置 (ファックス) 30,000 円/ 5 年	原則として学齢児以上で次のいずれかに該当 する者で、コミュニケーション・緊急連絡等 の手段として必要と認められる方 聴覚障害の手帳所持者 音声・言語機能障害の手帳所持者	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに文字等により通信 が可能な機器であり、障害者が容易 に使用し得るもの。	

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能	備考
<b>情報受信装置</b> 88,900 円/ 6 年	聴覚障害の手帳所持者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方 <対象となる装置> C S 文字情報受信機は対象になります。 ただし、受信機がテレビ内蔵型の場合は支給対象外になる場合があります。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	
<b>会議用拡聴器</b> 38,200 円/ 6 年	原則として学齢児以上で聴覚障害 4 級以上の方	障害者が容易に操作し得るもの。	
<b>人工喉頭 (電動式・笛式)</b> 72,203 円/ 4 年	音声・言語又はそしゃく機能の障害の手帳所持者で、喉頭を全摘出した方及び医師が将来にわたり喉頭が無機能であると認めたもの	障害者が容易に使用し得るもの。	<u>入院可</u> <u>施設可</u> <u>個人可</u> 埋込型用人工鼻との併給不可
<b>収尿器</b> (男性用) 31,724 円/ 1 年 (女性用) 35,020 円/ 1 年	身体障害者手帳所持者で、ぼうこうに排尿障害があり、排尿コントロールが困難な方(医師意見書が必要)	尿の逆流防止機能を有し、採尿部と蓄尿部を構成するもの。	<u>入院可</u> <u>施設可</u> <u>個人可</u> <u>分割可</u> <u>複数可</u> 紙おむつとの併給不可
<b>小規模改修 既存住宅の改修に限る</b> 200,000 円 <u>介護</u>	学齢児以上 6 5 歳未満で次のいずれかに該当する方 下肢機能障害 1 ~ 3 級 体幹機能障害 1 ~ 3 級 補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者 下肢、体幹機能に障害のある難病患者等(医師意見書が必要) 特殊便器への取替えについては、上肢機能障害 2 級以上の方に限ります。	《対象工事》 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止、移動の円滑化等のための床、通路面の材料変更 ・引き戸等へ扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他、改修工事に付帯して必要となる改修工事 既に中規模改修の給付を受けている場合は、対象外	原則 1 回限りとします。
<b>中規模改修 既存住宅の改修に限る</b> 641,000 円	学齢児以上 6 5 歳未満で次のいずれかに該当する方 下肢機能障害 1・2 級 体幹機能障害 1・2 級 補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者	《対象工事》 ・小規模改修で費用に不足が生じる場合 ・浴槽・流し台の取替え、玄関等の床段差解消機の設置工事等 既に小規模改修の給付を受けている場合は、対象外	他の種目とは申請方法が異なりますので、詳細はお問い合わせください。
<b>屋内移動設備</b> (機器本体及び付属器具) 979,000 円 (設置費) 353,000 円	学齢児以上で歩行ができない方のうち、次のいずれかに該当する方 上肢機能障害 1 級 下肢機能障害 1 級 体幹機能障害 1 級 補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者	《対象工事》 ・天井リフトの設置 ・階段昇降機の設置	

対象種目表（本体機器に代わってアプリ・タブレット端末を申請選択可能な種目）**個人**

他の種目とは申請方法が異なりますので、手続方法等の詳細はお問合せください。

種目	基準額	耐用年数	対象者	性能
ポータブルレコーダー	録音再生 85,000 円	6 年	原則として学齢児以上で視覚障害 1・2 級の方	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による図書の録音及びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	再生専用 48,000 円	4 年		
	アプリ 社会通念上適当と思われる額 タブレット端末 50,000 円			
活字文書読上げ装置	99,800 円	6 年	原則として学齢児以上で視覚障害 1・2 級の方	文字情報等を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの。
	アプリ 社会通念上適当と思われる額	4 年		
	タブレット端末 50,000 円			
視覚障害者用拡大読書器	198,000 円	8 年	原則として学齢児以上の視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの。
	アプリ 社会通念上適当と思われる額	4 年		
	タブレット端末 50,000 円			
携帯用会話補助装置	150,000 円	5 年	原則として学齢児以上で次のいずれに該当する方 音声言語機能障害の手帳所持者 肢体不自由の手帳所持者で音声言語の著しい障害を有する方（医師の意見書が必要） 聴覚障害 4 級以上	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。
	アプリ 社会通念上適当と思われる額	4 年		
	タブレット端末 50,000 円			

備考

- ・ アプリの申請・更新に関しては、金額・性能等を勘案し、市長が必要と認めた場合に給付を行います。
- ・ タブレット端末の給付は、1人1台です。
- ・ タブレット端末の耐用年数内は、ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、及び携帯会話用補助装置の本体機器の申請は不可です。

## 対象種目（継続用具）

他の種目とは申請方法が異なりますので、手続方法等の詳細はお問合せください。

種目・基準額(月額)	対象者	性能	備考
<b>ストーマ用装具</b> (消化器系)8,858 円 (尿路系)11,639 円	直腸機能障害又はぼうこう機能障害手帳所持者でストーマ造設を行っている方	別表のもの	入院可 施設可 個人可 複数可
<b>紙おむつ</b> 12,000 円	3歳以上で次のいずれかに該当する方 身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師の意見書(市指定の様式)が必要です。 身体障害者手帳所持者で脳性まひ等脳原性運動機能障害のある者 肢体不自由1級かつ愛の手帳1度二分脊椎による排泄機能に障害のある者 は、意思表示・移乗・移動・座位・排泄コントロール等ができない方に限ります。	障害者が容易に使用し得るもの。 紙おむつ 尿取りパッド	入院可 個人可 複数可 便器、特殊便器、特殊尿器、収尿器との併給不可
<b>埋込型用人工鼻</b> (HMEカセット)10,500 円 (ベースプレート)12,600 円	音声・言語又はそしゃく機能の障害の手帳所持者で、喉頭を全摘出し、常時埋込型の人工喉頭を使用する方	障害者が容易に使用し得るもの。	入院可 施設可 個人可 複数可 人工喉頭との併給不可

### 別表

品目	対象品
消化器系	ワンピース装具・ツーピース装具(フランジ及びパウチ)
尿路系	
皮膚保護剤	皮膚保護ペースト・パテ
	皮膚保護パウダー
	皮膚保護ウエハー
	皮膚被膜剤(スキンバリア)
	パウチカバー
固定具	固定用品(ベルト状、腹帯状、ヘルニア状)
補正剤	サージカルテープ
蓄尿バッグ	コンベックインサート
	レッグバック
穴あけ用器具	ナイトドレナージバッグ
	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ
入浴等補助具	入浴用パウチ
	入浴用キャップ
	入浴用パッド
	入浴用保護フィルム
接続管	ウロ接続管
	コネクター
	接続用チューブ
閉鎖具	ストーマ用装具用クリップ、ストッパー
消臭剤	消臭剤(パウチの中に入れて使用するもの)
潤滑剤	潤滑剤
凝固剤	凝固剤
剥離剤	リムーバー
洗腸用具	洗腸用具

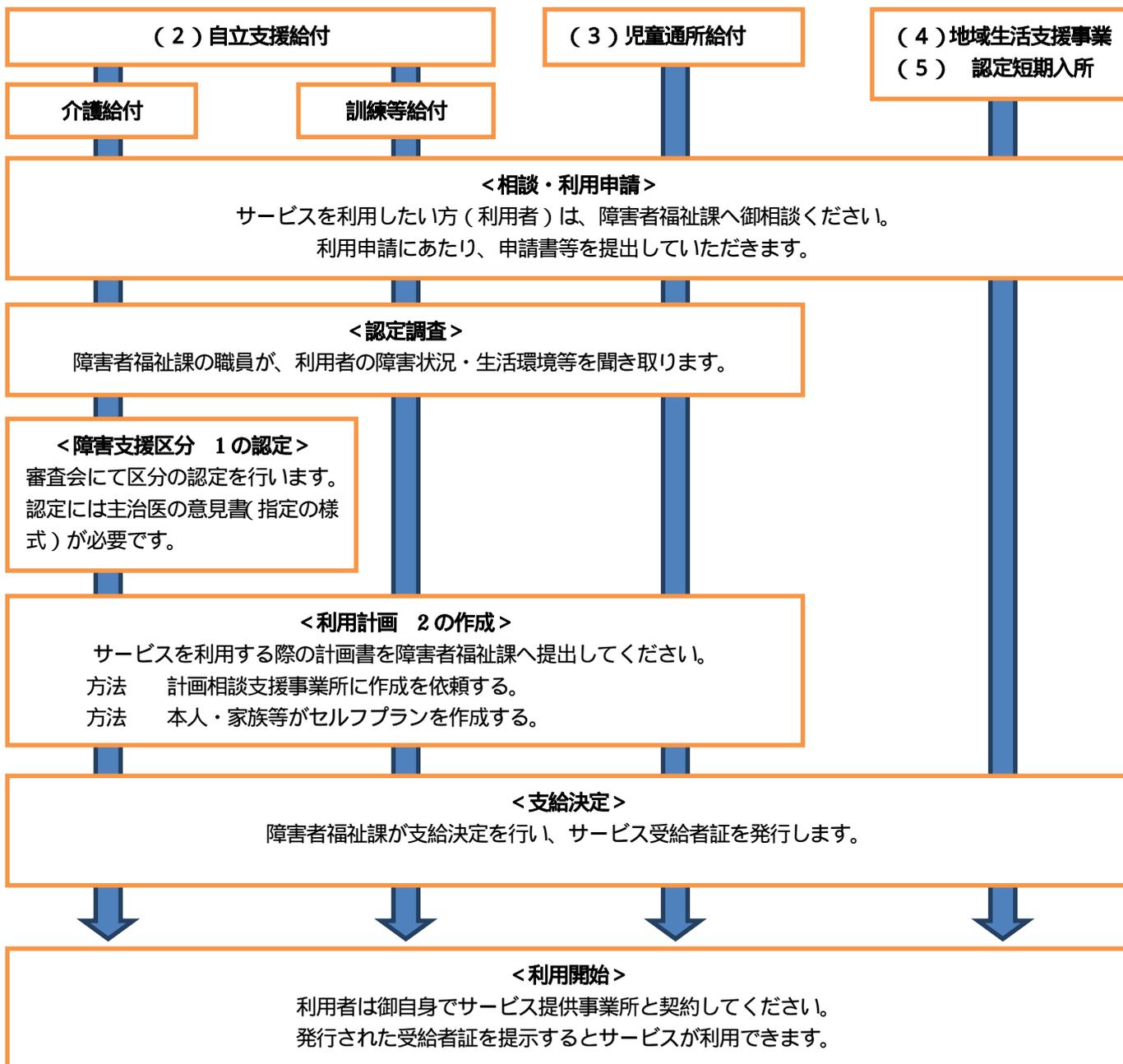
## 7. 障害福祉サービスについて 身 知 精 難 発

(1) 各種手続の流れ (2)(3)(4)(5)の手続には個人番号の記入が必要となります(P68参照)

(2)自立支援給付、(3)児童通所給付、(4)地域生活支援及び(5) 認定短期入所のサービス等を利用するために必要な手続は次のとおりです。

受給者証には有効期限があります。サービス利用を継続したい方は更新手続が必要となります。

難病患者等(障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方)、発達障害の方も対象です。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。事前に御相談ください。



### 1 障害支援区分とは

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1~6のうち、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高いです。認定をうけるためには認定調査、医師の意見書が必要です。

「介護給付」は、障害支援区分の認定が必要です。

「訓練等給付」は、障害支援区分の認定は不要(一部例外あり)ですが、認定調査が必要となります。

### 2 利用計画

自立支援給付及び児童通所給付の各種サービスを利用するためには、サービス等利用計画書(障害児支援利用計画書)(案)の作成・提出が必要です。

詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。 ☎ 042-620-7367

## (2) 自立支援給付 身知精難発

障害者総合支援法に基づくサービスです。原則、18歳以上の方が対象です。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

### 訪問系サービス（ホームヘルプ等）

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等	
介護給付	居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 障害支援区分や生活状況を勘案して、支給出来る時間数を決定します。 障害児も利用できる場合があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に居宅等において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を総合的に行います。	障害支援区分4以上で、次のいずれかに該当する方 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている方 障害支援区分の調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が10点以上の方
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 障害児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。

### 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等	
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	地域生活を営む上で一定の支援が必要な方
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、相談に応じた必要な情報提供や助言等の支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、知的障害や精神障害により、理解力や生活力等に不安がある方 <u>地域定着支援・就労定着支援・訪問型自立訓練との併用は不可</u>
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労を希望する <u>65歳未満の方</u> <u>原則2年まで</u>
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労へ移行した障害者の職場への定着及び就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面の課題に関する相談に応じ、指導、助言、事業所や関係機関等との連絡調整等の必要な支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方 <u>自立生活援助との併用は不可</u>
	就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	企業等に就労することが困難な方で、継続的に就労することが困難な <u>65歳未満の方</u> <u>原則、雇用契約有り</u>
	就労継続支援 B型		企業等に就労することが困難な方で、継続的に就労することが困難な方 <u>雇用契約無し</u>
介護給付	生活介護	常時介護を必要とする方に、昼間において入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3以上（施設入所者は区分4以上） <u>50歳以上の方は区分2以上（施設入所者は区分3以上）の方</u>
	短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う方が疾病その他の理由により介護が困難になった場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事等の支援を行います。	障害支援区分1以上の方 利用は、原則7日/月（6泊7日）以内です。 障害児も利用できる場合があります。

## 居住系サービス

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等給付	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。	企業等に就労している知的障害者又は精神障害者で、自立した生活を送ることを希望している方。 <u>原則2年まで</u>
	共同生活援助（グループホーム）	社会福祉法人、特定非営利活動法人等が借り上げたアパート等で共同生活をする場を提供します。主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	自立した生活を送ることを希望している方 介護サービスを利用する場合は障害支援区分の認定が必要です。
介護給付	療養介護	医学的管理の下における介護を常時必要とする方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、介護等の日常生活の世話をを行います。	次のいずれかに該当する方 <u>障害支援区分6のALS患者等気管切開を伴う呼吸管理を行っている方</u> <u>障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者</u>
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	<u>障害支援区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）</u> で生活介護を受けている方等

## 外出時の支援

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護給付	同行援護	<u>視覚障害</u> により、移動に著しい困難を有する障害者に行う外出時の同行支援を行います。	視覚障害により外出時に困難を有する方 利用は月40時間以内です。 障害支援区分の認定が必要な場合があります。 障害児も利用できる場合があります。
	行動援護	<u>知的障害又は精神障害</u> により行動上著しい困難を有する障害者等に行う外出時の支援を行います。	<u>障害支援区分3以上</u> で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の点数が、合計10点以上の方 障害児も利用できる場合があります。

## 地域相談支援

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障害のある方で、居住の確保やその他の地域において生活するための活動に関する相談等を行います。	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者 児童福祉施設を利用する18歳以上の方 <u>原則6ヵ月まで</u>
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方で、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因し生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問等を行います。	左記の支援が必要な方 <u>自立生活援助との併用は不可</u> <u>原則1年まで</u>

## 月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。サービスを利用する方が18歳以上の場合、本人及び配偶者の所得で判断します。

サービスを利用する方が18歳未満の者及び20歳未満の療養介護、施設入所支援利用者の場合は、世帯単位の所得で判断します。

地域相談支援給付の自己負担額はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
		1	2	3
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般1	市民税所得割16万円未満 (3は市民税所得割28万円未満)	37,200円	9,300円	4,600円
一般2	上記以外	37,200円	37,200円	37,200円

1：居住系サービスを利用する場合 20歳未満の方が療養介護、施設入所支援を利用する場合、2になります。

2：訪問系サービス、日中活動系サービス、外出時の支援を利用する場合

3：18歳未満の方が自立支援給付を利用する場合

## 自己負担の上限管理

一月当たりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。(市に届出が必要です。)

## 高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、障害児通所給付や介護保険サービスを併せて利用した場合で、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

## 特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費等

介護給付費、訓練等給付費及び特定障害者特別給付費等において、緊急やむを得ない理由により市が必要であると認めるときは、予定の開始日よりも早期に、特例として障害福祉サービスの支給を受けられる場合があります。

### (3) 児童通所給付 身知精難発

児童福祉法に基づくサービスです。原則、18歳未満の方が対象です。

サービス名	サービス内容	支給要件
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅に訪問して、基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な未就学児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省が定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童

#### 月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

サービスを利用する方が18歳未満の場合、世帯単位の所得で判断します。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

#### 自己負担の上限管理

一月あたりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。(市に届出が必要です。)

#### 高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、自立支援給付や介護保険サービスを併せて利用した場合には、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

#### 多子軽減制度

就学前の障害児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。

詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。 ☎ 042-620-7367

#### (4) 地域生活支援事業 身知精難発

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように市町村が実施する事業です。

##### 移動支援 知精発

対象者	中学生以上の方で、次のいずれかに該当し、外出介護が真に必要な方 重度訪問介護、同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援受給者、重度脳性麻痺者介護事業の利用者並びに施設入所者は除きます。 愛の手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 精神障害を事由とする年金の給付、特別障害給付金を受けている方 自立支援医療（精神通院）の受給者又はそれと同等の障害がある方	
内容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動支援を行います。15歳未満の方は月10時間以内、満15歳以上の方は月30時間以内です。ただし、満15歳に到達する日の属する月から、月30時間以内の利用が可能です。 通勤、通学、通所、営業活動、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。	
利用者負担割合	市民税による所得区分	
	市民税課税世帯	負担割合 10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

##### 緊急時通学支援 身知精難発

対象者	次のいずれかに該当し、常時保護者の付き添いがないと通学できない小・中・高校の児童及び生徒。 身体障害者手帳所持者 愛の手帳所持者 精神障害者又は発達障害を有する者 難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方） その他必要と認められる者	
内容	保護者の急な体調不良や入院・冠婚葬祭等、緊急やむを得ない事情により通学につき添えない場合、保護者に代わり通学支援を行います。利用は年度内10時間以内です。	
利用者負担割合	市民税による所得区分	
	市民税課税世帯	負担割合 10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

##### 日中一時支援 身知精

対象者	65歳未満の障害者で、次のいずれかに該当する方 40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は対象外です。 施設入所者、共同生活援助（グループホーム）利用者は除きます。 身体障害者手帳1・2級 愛の手帳所持者 医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている方	
内容	保護者等の疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった方を、指定施設で保護します。 利用は、月56時間以内で日中利用に限ります。	
制限	<u>在宅緊急一時保護介護券（P37を御参照ください）との併用は不可</u>	
利用者負担割合	市民税による所得区分	
	市民税課税世帯	負担割合 10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	5%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

(5) その他在宅・施設等での支援 身 知 精 難

認定短期入所 身 知

対象者	65歳未満の障害者で次のいずれかに該当する方 40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は対象外です。 施設入所者、共同生活援助（グループホーム）利用者は除きます。 身体障害手帳1・2級 愛の手帳所持者	
内容	保護者等の疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった方を、指定施設で保護します。 利用は、月5日以内で宿泊に限ります。	
制限	<u>在宅緊急一時保護介護券（P37を御参照ください）との併用は不可</u>	
利用者負担割合	市民税による所得区分	
	市民税課税世帯	負担割合 10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	5%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

在宅緊急一時保護介護券 身 知

制度名	在宅心身障害者緊急一時保護事業	
対象者	在宅での日常生活において常時介護を要する65歳未満の心身障害者で、次のいずれかに該当する方 介護保険法の規定による給付を受けている方は対象外です。 身体障害者手帳1・2級 愛の手帳所持者	
内容	保護者等の休養、疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった時に、あらかじめ登録された介護人が家庭等で保護します。利用者が介護人に支払う費用の一部を市が負担します。 <u>配偶者、兄弟姉妹、直系血族その他同居人は介護人として登録はできません。</u> 利用は、月2日以内（半日利用可能） 利用者が介護人に支払う費用は、半日：3,000円、1日：6,000円 （4時間以内を半日、4時間を超え24時間までを1日とします。）	
制限	<u>日中一時支援、認定短期入所（P36・37を御参照ください）との併用は不可</u>	
利用者負担割合	市民税による所得区分	
	市民税課税世帯	負担割合 10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
登録手続	利用者：登録申請書の提出が必要です。 登録後、介護券を発行します。 介護人：介護人登録申請書・口座振替依頼書の提出が必要です。 登録後、介護人登録証を発行します。	
利用方法	市が発行する介護券を、利用月の翌月5日までに提出してください。 利用した日数分の費用を、介護人にお支払いください。市の負担分は、市が直接介護人に支払います。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 介護券の受取りのみ 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） 介護券の受取りのみ	

## 島田療育センター緊急一時保護 身 知

制度名	心身障害者（児）緊急一時保護事業
対象者	市内に居住する在宅の障害者（児）で、島田療育センターの判定により対象と認められた方で、次のいずれかに該当する方 身体障害者（おおむね身体障害者手帳1～3級） 知的障害者（おおむね愛の手帳所持者1～4度） 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障害を有する者
内容	保護者等の休養、疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった時に、施設で保護します。利用は原則7日以内です。 費用は無料（治療の必要があった場合、医療費の一部負担相当額は、自己負担となります。）。施設は、島田療育センター（多摩市中沢1-31-1）で、1床のみです。
登録手続	島田療育センターの判定登録のため、判定が必要です。 島田療育センターの短期入所担当へ予約をし、受診してください。（予約：☎ 042-374-2638） 市の登録登録申請書・健康保険証の写しの提出が必要です。
利用方法	利用希望日の2か月前の初日から5開庁日までに市に申込みをしてください。 市が利用の調整を行います。 利用希望日の前月上旬までに利用の可否について連絡します。 利用可能となった場合、利用申請書の提出が必要となります。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

## 心身障害児緊急一時保護 身 知

制度名	東浅川保健福祉センター・南大沢保健福祉センター緊急一時保護事業
対象者	市内在住の小学校入学前までの介護が必要な障害児で、次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳1～3級 愛の手帳所持者1～4度 ただし、医療機関での入院及び加療を受ける必要があると認められる者、医療行為・処置が必要な者、看護を要する者については、緊急一時保護の対象としないものとする。
内容	保護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった時に、あらかじめ登録された介護人が東浅川保健福祉センターもしくは南大沢保健福祉センターで保護します。 利用期間は土・日・祝日及び各施設の休館日を除く連続5日以内、利用時間は午前9時から午後5時までです。 各保護施設の定員は1名です。 費用は市が負担いたします。
制限	<u>日中一時支援、認定短期入所（P36・37を御参照ください）との併用は不可</u>
登録手続	利用にはあらかじめ登録が必要です。
利用方法	保護の必要が生じたときは、申請が必要です。申請にもとづき、保護の必要性を確認のうえ保護の決定を行います。
申請窓口	東浅川保健福祉センター ☎ 042-667-1331 南大沢保健福祉センター ☎ 042-679-2205

## 重度脳性麻痺者介護券 身

制度名	重度脳性麻痺者介護事業
対象者	20歳以上の重度脳性麻痺者（身体障害者手帳1級）で、単独で屋外活動をすることが困難な方 次のサービスを利用している方は除きます。 ・自立支援給付（短期入所を除く）・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・介護保険制度における訪問介護もしくは通所介護サービス
内容	介護人が屋外への手引、同行、その他必要な用務を行います。 介護人は親、子、兄弟姉妹、配偶者のみに限ります。 月12日以内とし、介護人に対し市が手当を支払います。
利用方法	市が発行する介護券を、利用月の翌月5日までに提出してください。 介護した日数分の手当を支払います。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎042-620-7366 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 介護券の受取りのみ 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） 介護券の受取りのみ

## 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト 身 知 難 他

制度名	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業						
対象者	<p>市内に住所を有し、家族等による介護を受けている者で、主治医の指示のもと訪問看護を利用し、重症心身障害児(者)( 1)で医療的ケアを必要としている者もしくは重症心身障害児に該当しない18歳未満の障害児で 2のいずれかの医療的ケアを必要とする者で次のいずれかに該当する方</p> <p>通所または通学に著しい困難がある者</p> <p>本人以外に世帯の中で未就学児、要介護(支援)認定者、障害者又は障害児がいる者</p> <p>その他特別の事情により特に支援が必要であると認められる者</p> <p>1 重症心身障害児(者)とは、身体障害者手帳1級又は2級程度の身体障害(自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。)及び東京都愛の手帳1度又は2度程度の知的障害のいずれも有する者で、18歳に達する前にその状態になった方(大島分類1～4の方)</p> <p>2 人工呼吸器管理 気管内挿管、気管切開 鼻咽頭エアウェイ 酸素吸入 吸引(6回/日以上) ネプライザー(6回/日以上又は継続) 中心静脈栄養 経管栄養(経鼻、胃ろうを含む) 腸ろう・腸管栄養 継続する透析(腹膜灌流を含む) 定期導尿(3回/日以上、人工膀胱を含む) 人工肛門</p>						
内容	重症心身障害児(者)等の家に現在ご利用中の訪問看護事業所の看護師を派遣し、医療的ケア等を代わりに行き家族が一定時間休めるようにします。24回/年、4回/月まで。						
利用料金	障害児(者)の属する世帯の所得	訪問看護(1回あたり)自己負担額				医師指示書(1回あたり)助成額	
		2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間	
	生活保護・市民税非課税世帯	0円				3,000円	
	18歳以上 市民税所得割額の合計が 16万円未満の世帯	370円	460円	550円	640円	740円	2,930円
	18歳未満 市民税所得割額の合計が 28万円未満の世帯	180円	220円	270円	310円	360円	2,970円
上記以外の世帯	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	2,700円	
<b>対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯全員の所得で判断します。</b>							
利用方法	現在ご利用中の訪問看護事業所が在宅レスパイトを引き受けてくれることを確認してください。利用登録をするため、申請書、医師の指示書(一部助成制度あり)等を市に提出してください。決定通知書が届きましたら、訪問看護事業所と調整し、利用日を決定してください。						
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444						

## 身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成 身 知 難

制度名	身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成事業					
対象者	<p>18歳以上で、次のいずれかに該当する者のうち、グループホームを利用して家賃を支払っている方</p> <p>身体障害者手帳所持者</p> <p>知的障害者</p> <p>難病患者等(障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方)</p> <p>令和2年4月1日より生活保護を受給している方は対象外となります。</p>					
内容	所得( )に応じて、グループホームに支払った家賃の一部を助成します。詳細はお問合せください。所得が一定額以上ある方等は助成を受けられない場合があります。					
申請手続	申請書、収入状況がわかる書類及び家賃の領収書等を提出してください。					
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444					

**東京都立多摩総合精神保健福祉センター 思春期・青年期医療デイケア（1日）、ショートケア（半日）精**

対象者	次の要件全てに該当する方 精神科の診療を受け、本人に自立と社会参加への意欲があり、主治医が当施設の利用を適当と判断していること。 多摩地域に住まいがあること。 申込み時点での年齢が、中学卒業以降から40歳以下であること。 詳細は東京都立多摩総合精神保健福祉センターまでお問合せください。
内容	グループ活動を通してコミュニケーションをうながし、多様なプログラム活動を行うことで、社会生活上必要な自信や力をつけることを目指します。また、働くことの意味を考えながら就労に必要なマナーや習慣、技術の習得を図ります。 定員：70名 利用期間：原則1年6か月間（6か月ずつ必要に応じて更新） 通算最長2年間まで利用できる場合があります。
利用方法	デイケア施設見学会 まずは見学会に御参加ください。毎月、第2・第4水曜日の11時から正午まで行っています。予約の必要はありませんので、午前11時までに直接お越しください。 電話で利用申込み 受付時間は月曜日から金曜日までの9時から17時までです。 見学会当日に申込みをすることも可能です。
申請窓口	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 多摩市中沢2-1-3 ☎ 042-373-7711

**東京都立中部総合精神保健福祉センター ショートステイ 精**

対象者	次の要件全てに該当する方 東京都民であること。 本人が利用を希望していること。 医療機関に通院しており、利用について主治医の了解があること。 病状が安定していること。 詳細は東京都立中部総合精神保健福祉センターまでお問合せください。
内容	地域で生活する精神障害者が、休息を目的として一時的に宿泊施設を利用することができます。 利用期間：14日以内 利用料金：無料（ただし、食費・シーツ代等は自己負担）
利用方法	電話で利用申込み：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の10時から16時まで
申請窓口	東京都立中部総合精神保健福祉センター 世田谷区上北沢2-1-7 ☎ 03-3302-7742

## (6) 障害者地域生活支援拠点事業 身知精難発

(障害のある人が地域で安心して暮らし続けるために)

### 事業の目的

身体障害、知的障害、精神障害及びその他心身の障害がある者(以下「障害者」という。)の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、既存の福祉制度や障害福祉サービスにはない様々な支援を切れ目なく提供し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにすることを目的としています。

### 対象者

既存の福祉制度や障害福祉サービスだけでは地域で生活することが困難であり、何らかの支援が必要な障害者

### 支援について

支援の必要がある方には、既存の福祉サービスにない支援(生活に関する助言、外出先又は居宅での支援)を行います。詳細は、以下の申請窓口に御相談ください。

支援内容の例

- ・衛生管理(ごみの分別に関する助言、部屋の掃除の手伝い など)
- ・健康管理(過食や偏食など栄養管理に関する助言、食料品の買い物の補助 など)
- その他、金銭管理に関する支援や各種申請手続の補助なども行っています。

### 利用者負担金

利用者負担金はありません。(ただし、支援の内容により支援員の交通費などの実費を負担していただく場合があります。)

### 申請の方法

以下の申請窓口に直接、障害者やその家族の方などがお問合せください。

### 申請窓口(地域生活支援拠点事業所)

(特非) ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター ぴあらいふ	八王子市明神町 4-14-1 1階 ☎ 042-646-4991 受付時間 月、火、水、木、金 9時から17時まで (ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
(特非) サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩	八王子市南大沢 2-25 フォレストモール南大沢 208 ☎ 042-682-5343 受付時間 月、火、水、木、金 9時から17時まで (ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
(福) もくば会 八王子地域生活支援室 高尾	八王子市東浅川町 914-6 東浅川ビル1階 ☎ 042-629-9088 受付時間 月、火、水、木、金 10時から17時30分まで (ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
(特非) わかくさ福祉会 地域生活支援センター あくせす	八王子市子安町 3-6-7 サザンエイトビル3階 ☎ 042-631-1022 受付時間 月、火、水、金 10時から18時まで (ただし、祝日及び12月29日から1月4日までを除く)
(特非) 多摩草むらの会 相談支援センター <sup>たいむ</sup> 待夢	八王子市松木 48-10 グランドウール 105 ☎ 042-682-4670 受付時間 月、火、水、木、金、日 10時から17時まで (日曜日は電話相談のみ受付) (ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く)

## (7) その他社会参加のための支援 身

### 東京都身体障害者補助犬給付

対象者	都内に居住する18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件全てに該当する方 身体障害者手帳所持者 ・盲導犬：視覚障害1級 ・介助犬：肢体不自由1・2級 ・聴導犬：聴覚障害2級 都内におおむね1年以上居住していること。 世帯全体にかかる所得税課税の平均月額が77,000円未満であること。 借家、借間等に居住されている方は、家主又は管理者の承諾が得られること。 所定の訓練を受け、補助犬を適切に利用、飼育できること。 補助犬を利用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。
内容	補助犬を無償で給付します。(飼育費等は利用者負担となります。)
手続	盲導犬は随時申請受付しています。介助犬・聴導犬の申請時期についてはお問合せください。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

### 手話通訳協力者・要約筆記協力者の派遣

対象者	市内在住で聴力障害に係わる身体障害者手帳を所持する聴覚障害者等で、日常生活において手話通訳協力者等を必要とする方
内容	健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳等を必要とする場合、手話通訳協力者等を派遣します。利用料は無料です。
申請窓口	八王子市ボランティアセンター 八王子市横山町11-2 金子ビル4階・5階 ☎ 042-648-5776 Fax 042-648-6332

### 盲ろう者通訳・介助者の派遣

対象者	市内在住で、視覚と聴覚の両方に重度の障害を併せ持つ、身体障害者手帳所持者
条件	あらかじめ、東京盲ろう者友の会への登録が必要です。
内容	盲ろう者のコミュニケーション及び移動の介助のため、通訳・介助者を派遣します。利用料は無料です。
申請窓口	東京盲ろう者友の会 台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階 ☎ 03-3864-7003 Fax 03-3864-7004

### その他の利用できる支援

機関名	内容	連絡先
八王子市図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;各図書館で実施&gt;</li> <li>・対面朗読</li> <li>&lt;中央図書館のみ実施&gt;</li> <li>・点字図書、録音図書の郵送による貸出し</li> <li>・音訳資料の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央図書館 八王子市千人町3-3-6 ☎ 042-664-4321</li> <li>・生涯学習センター図書館 八王子市東町5-6 クリエイトホール2・3階 ☎ 042-648-2233</li> <li>・南大沢図書館 八王子市南大沢2-27 フレスコ南大沢地下1階 ☎ 042-679-2201</li> <li>・川口図書館 八王子市川口町3838 川口やまゆり館内 ☎ 042-654-8448</li> </ul>
日本点字図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字図書製作・貸出し 希望点字図書製作</li> <li>視覚障害者用図書レファレンスサービス</li> <li>声の図書製作貸出し</li> <li>希望声の図書製作</li> <li>点訳・朗読奉仕員指導者等育成</li> <li>用具の販売</li> <li>図書の配信サービス</li> <li>DVD映画の音声解説CDの貸出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新宿区高田馬場1-23-4 ☎ 03-3209-0241</li> </ul>

機関名	内容	連絡先
(福)日本視覚障害者団体連合	(視覚障害者の全国組織) 点字図書 録音図書の無料貸出し 視覚障がい者用具の販売 点字出版物の作成等	新宿区西早稲田 2-18-2 ☎ 03-3200-0011
(福)東京都盲人福祉協会	視覚障害者の相談・訓練 パソコン講習会 点字・録音刊行物作成配布	新宿区高田馬場 1-9-23 ☎ 03-3208-9001
八王子市都市戦略部広報課	広報はちおうじ(点字版、テープ版、CD版、デ ィジー版)	八王子市元本郷町 3-24-1 ☎ 042-620-7228 Fax 042-626-3858
八王子市選挙管理委員会事務局 選挙課	選挙のお知らせ(点字版) 選挙公報(テープ版、CD版、ディジー版)	八王子市元本郷町 3-24-1 ☎ 042-620-7319 Fax 042-626-3275
八王子市議会事務局 庶務調査課	市議会だより「ひびき」(点字版、テープ版、CD 版、ディジー版)	八王子市元本郷町 3-24-1 ☎ 042-620-7311 Fax 042-626-2458
東京都生活文化スポーツ局 広報広聴部広報課	広報東京都(点字版、テープ版)	新宿区西新宿 2-8-1 ☎ 03-5388-3093
東京都議会局管理部広報課	都議会だより(点字版、テープ版)	新宿区西新宿 2-8-1 ☎ 03-5320-7126
アイメイト協会	盲導犬給付	練馬区関町北 5-8-7 ☎ 03-3920-6162
(福)東京ヘレン・ケラー協会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格 養成 点字講習	新宿区大久保 3-14-20 ☎ 03-3200-0525
八王子市心身障害者福祉センター	点字講習 見えにくくなった方の学習会(中途視覚 障害者の学習会)	八王子市台町 2-7-22 ☎ 042-624-5850
(特非)東京盲ろう者友の会	盲ろう者向け通訳・介助者の派遣と養成 盲ろう者向け訓練(コミュニケーション、パソコン、 生活技術) 社会参加促進(交流会、学習会)	台東区浅草橋 1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル 2階 ☎ 03-3864-7003 Fax 03-3864-7004
東京都障害者福祉会館	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス 集会室等の貸出	港区芝 5-18-2 ☎ 03-3455-6321 Fax 03-3453-6550
東京聴覚障害者自立支援センター	聴覚障害者相談支援事業 上級手話講習会	渋谷区東 1-23-3 ☎ 03-5464-6058 Fax 03-5464-6059
東京手話通訳等派遣センター	聴覚障害者・中途失聴者のコミュニケーション及び 機器貸出、読話講習会 要約筆記者の派遣、要約筆記講習会 手話通訳者の派遣及び講習会	新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル 5階 ☎ 03-3352-3335 Fax 03-3354-6868
(福)聴力障害者情報文化センター	字幕入映像作品の貸出 聴覚障害者向け講習会 聴覚障害者相談支援事業	目黒区五本木 1-8-3 ☎ 03-6833-5001 Fax 03-6833-5000
(公社)銀鈴会	喉頭摘出者発声訓練	港区新橋 5-7-13 ピュロ-新橋 901 ☎ 03-3436-1820 Fax 03-3436-3497
(一社)東京言友会	吃音者発声訓練	豊島区南大塚 1-30-15 ☎ 03-3942-9436
日本介助犬協会	介助犬の育成・普及	横浜市港北区新横浜 2-5-9 新横浜フジカビル 3階 ☎ 045-476-9005 Fax 045-476-9006
(一財)東厚生会 東園自動車教習所	自動車運転免許の教習	埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 ☎ 048-481-2711 Fax 048-481-6578

## 8 . 施設・団体等の紹介 身 知 精 発 他

### (1) 機能回復訓練等実施施設 身 知

#### 八王子市心身障害者福祉センター

八王子市台町 2-7-22 ☎ 042-624-5850 Fax 042-624-5954

<開館時間> 月曜日から土曜日の午前9時から午後9時まで

日曜日は午前9時から午後5時まで

火曜日、祝日、年末年始は休館（日曜日が祝日の場合は開館、火曜日が祝日の場合は翌水曜日も休館）

市から指定を受けた指定管理者が運営する身体障害者福祉センターB型の施設。各種講習会、作業訓練、機能回復訓練の提供、情報の保障、福祉に関する相談事業等を実施。

#### ア．機能回復訓練

対 象 者	脳血管障害などによる後遺症がある方及び、医療・介護保険等によるリハビリテーションサービスの継続が困難な方
実 施 方 法 訓 練 内 容	理学療法士による個別・自主訓練指導
申 請 窓 口	心身障害者福祉センター（電話での状況確認後、理学療法士と面接）
訓 練 期 間	訓練の効果等を踏まえ判断
実 施 日	月曜日又は水曜日（いずれか週1回）
従 事 者	理学療法士
送 迎	行っていない
リ ス ク 管 理	必要に応じて主治医の情報提供書を活用し、訓練を行う。訓練前に理学所見評価により訓練可能か判断する
特 色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別訓練が中心</li> <li>・ケースにより月1回などの不定期訓練も可能</li> <li>・リハビリ相談、家族への介護指導など</li> </ul>

#### イ．失語症言語リハビリ教室

対 象 者	脳血管障害などによる失語症の方
実 施 方 法 訓 練 内 容	言語聴覚士による個別リハビリ、グループリハビリ
申 請 窓 口	心身障害者福祉センター（電話での状況確認後、言語聴覚士と面接）
訓 練 期 間	特に制限はない
実 施 日	個別リハビリ：金曜日（要予約） グループリハビリ：第1木曜日又は、第1金曜日午前中
従 事 者	言語聴覚士
送 迎	行っていない
リ ス ク 管 理	必要に応じて医師の診断書を活用し、訓練を行う。
特 色	病院での集中リハビリ終了後のリハビリの場として、個人の要望に合わせた様々な言語訓練、家族指導などをおこなう

#### ウ．言語指導（ことばの教室）

対 象 者	言語の発達が気になる就学前の幼児（他機関で訓練を受けてる方は除く）
実 施 方 法 訓 練 内 容	個別訓練
申 請 窓 口	心身障害者福祉センター（電話での状況確認後、従事者と面接）
訓 練 期 間	原則として、就学前までとし、指導の効果等を踏まえ判断
実 施 日	第2、4、5土曜日（要予約）
従 事 者	教員経験者
送 迎	行っていない
リ ス ク 管 理	訓練中は保護者の同席が必要
特 色	言語指導の他、保護者の方の関わり方等についての相談も行っている

## エ．見えにくくなった方の学習会（中途視覚障害者の学習会）

対象者	中途視覚障害者とその家族
実施方法 訓練内容	生活・福祉情報の提供、歩行訓練、点字学習
申請窓口	心身障害者福祉センター（例年5月頃より募集開始）
訓練期間	6～11月
実施日	訓練期間内の毎週木曜日（8月は除く）
従事者	有識者、点訳サークル等
送迎	行っていない
特色	視覚障害者本人だけではなく、ご家族も受講可

## オ．作業訓練

- ・ 対象は全て八王子市内在住・在勤・在学で、障害のある方が優先。
- ・ \*定員に達しない場合は、障害のない方も参加可能（申込時に障害の有無を確認させていただきます）
- ・ 事業ごとに募集時期や募集方法が異なります。詳細は、八王子市心身障害者福祉センターにご確認ください。

事業名	内容	実施時期	費用等
七宝焼教室	地金(台座)に合わせ七宝を焼きアクセサリや小物を制作します。豊かな七宝焼きの色彩を楽しみながら、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	材料費実費
陶芸教室	和陶芸で作品を制作します。土の感触を楽しみ、色つけや絵付けを通して、創造の喜びを味わいながら、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	無料
折り紙教室	様々な折り紙の作品を作り上げる楽しさを味わいながら、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	無料
染め紙教室	複数の染料を付けて染めた紙を使い、小物を制作します。模様面の白さや色彩の組み合わせを楽しみながら、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	無料
リリアン編み教室	手製の道具を使ってリリアンを編み、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	無料
囲碁教室	囲碁という知的なゲームを交流しながら楽しみ、知的操作力を維持・向上していきます。	通年	無料
精神障害者の 絵画教室	作品制作を通して、同じ障害のある方と交流できる場を提供するとともに、絵筆を動かすことで、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	無料 (道具持参)
フラワーアレンジ メント教室	花を身近に置くことで、日々の生活に潤いを感じていただくことを目的に実施します。フラワーアレンジメントを通じて、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	材料費実費
茶道教室 (江戸千家)	日本の伝統文化に触れながら、礼儀作法や日常のマナーを身につけると共に、生活にゆとりと豊かさを持てるよう、茶の精神と作法を学んでいきます。	通年	材料費実費
書道教室	基礎を着実に学習し、創造性と表現力を身につけて心豊かな生活を築けるように書の心と技を学んでいきます。筆を動かすことで、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	通年	無料 (道具持参)
ハーモニーのタベ (コーラス会)	障害の有無にかかわらず歌をとおして交流することで、障害者福祉に対する理解を深めていただければと思います。心豊かな音楽を楽しみながら、正しい発声と唱歌の技術を身につけます。	通年	無料
ちりめん細工教室	ちりめんを縫い合わせ、作品を作り上げる楽しさを味わいながら、手先の細かな動作訓練を行っていきます。	9～10月 (予定)	材料費実費

## カ．講習会・講座

- ・ 対象は全て八王子市内在住・在勤・在学の方です。
- ・ それぞれの開始時期に合わせて募集いたします。
- ・ 原則、途中参加はできません。詳細は、八王子市心身障害者福祉センターにご確認ください。

事業名	内容	実施時期	費用等
中級手話講習会 (夜の部)	手話のボランティア養成のための中級講習です。前年度までに初級手話講習会を修了された方又は同等の方が受講の対象になります。 初級手話講習会は市内各保健福祉センターで開催しています。	5月～翌年2月 (全34回)	教材費 実費
手話通訳者養成講座入門 (昼・夜の部)	手話通訳者を目指す方のための入門講座です。前年度までに中級手話講習会を修了された方又は同等の方が受講の対象になります。	5月～翌年2月 (全34回)	教材費 実費
手話通訳者養成講座	手話通訳者全国統一試験合格を目指す方のための講座です。前年度までに手話通訳者養成講座入門を修了された方が受講の対象になります。受講に際しては、選考試験を実施します。	4月～11月 (全30回)	教材費 実費
中途失聴・難聴者のための手話講習会(入門・中級)	突発性難聴など、途中で聴覚に障害が生じた方のための手話講習会です。ご本人だけではなく、ご家族も受講していただけます。 中級は、初級クラスを修了された方	4月～9月 (全20回)	教材費 実費
中途失聴・難聴者のための手話講習会(初級・上級)	中途失聴・難聴者のための手話講習会(入門・中級)を修了された方、または同等の方を対象とした手話講習会です。	10月～3月 (全20回)	教材費 実費
子ども点字・手話教室	八王子市内の小中学生を対象に、点字と手話の学習をします。点字と手話に限らず、福祉に関する映画の上映や講演会なども行っています。	通年 (年10回)	無料
点字講習会前期 (昼の部・夜の部)	書かれている文字(墨字)を点字にする(点訳)ボランティアの養成講習会です。片面打ちの点字器を使い、点訳の基礎を学んでいきます。	6月～10月 (全15回)	教材費 実費
点字講習会後期 (昼の部・夜の部)	入門点字講習会を修了された方、または同等の方を対象とした講習会です。	10月～翌年2月 (全15回)	教材費 実費
音訳講習会 (初級・中級)	書かれている文字(墨字)を読み上げて音声(音訳)にする、朗読ボランティアの養成講習会です。講習会は初級と中級を隔年で実施します。	10月～翌年2月 (全13回) または(全8回)	教材費 実費
要約筆記者養成講習会	中途聴覚障害者・難聴者のために、話されている内容をその場で文字にして書き伝える通訳方法を学ぶ講習会です。この講習会は全国統一要約筆記者認定試験に合格後、八王子市の要約筆記者派遣事業に登録し、活動することを目指している方が受講対象になります。	2月～翌年2月 (全42回)	教材費 実費
盲ろう者通訳・介助者養成講習会	盲ろう者の方に対する通訳方法を習得し、コミュニケーションや通訳ができる、通訳・介助者を養成する講習会です。	実施日未定	教材費 実費
パソコンステップアップ講座(知的・精神・肢体不自由)	パソコン・タブレットの便利な使用方法を学んでいきます。マンツーマンの体制を基本としています。 視覚・聴覚障害の方を対象にした講座は別コースで実施します。 詳細は、八王子市心身障害者福祉センターにご確認ください。	6コース (全4回)	教材費 実費
パソコン・タブレット学習会(相談会)	パソコンステップアップ講座を修了された方を主な対象として、パソコン・タブレット学習会(相談会)を行っています。	通年(月3回) (年36回)	無料
パソコン訪問相談	障害のある方で、心身障害者福祉センターに来所が難しい方を対象に、ご自宅へ訪問し、パソコンの設定やトラブル対応等の支援をいたします。	通年 (年12回)	無料

### 八王子市障害者療育センター「カームかすが」

八王子市長沼町 1306-4 長沼通所センター内 ☎ 042-642-6618 Fax 042-642-6641

<開館時間> 月曜日から金曜日の午前 9 時 30 分から午後 4 時まで (祝日、年末年始を除く)

在宅で生活する重度の障害者が、地域でいきいきとした生活を送るため市から指定管理者の指定を受けて運営する施設。

対 象 者	市内在住の 18 歳以上で重度の知的障害と重度の肢体不自由の両方の障害があり、在宅で生活している方
実 施 方 法 活 動 内 容	創作・外出・入浴などの活動や機能維持への取組及び療育や生活上の相談 (生活介護)
訓 練 期 間	1 年 (必要に応じて延長可)
実 施 日	月曜日～金曜日 (休日を除く)
従 事 者	施設長 支援スタッフ (非常勤を含む)、看護師、嘱託医 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他
送 迎	リフトバス (車いす等を載せるためのリフトがついたバス。車内に車いす固定装置が設置されている)
リ ス ク 管 理	・ 医療的ケアについては当センター実施要綱に基づいて実施 ・ 嘱託医による指導等 ・ 看護師による健康管理指導
特 色	市内在住の重度の知的障害及び肢体不自由のある障害者が、地域でいきいきと生活するための通所の場所を設け、機能回復訓練などを行い、障害のある方と家族の在宅生活を支援します。 ・ 給食 (各々の障害の程度に対応。給食費などは実費)

### 八王子市小児・障害メディカルセンター内重症心身障害者通所施設

( (福)日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ)

八王子市台町 4-33-13 ☎ 042-634-9668 Fax 042-634-9589

<開館時間> 月曜日から金曜日の午前 9 時 40 分から午後 4 時まで

療育支援・小児診療を行う施設。小児外来診療所と障害者通所施設等を一体的に整備。

対 象 者	都内在住の 18 歳以上で重度の知的障害と重度の肢体不自由の両方の障害があり、在宅で生活している方
実 施 方 法 活 動 内 容	医師及び看護師による診断、治療及び指導、日常生活動作訓練、運動機能等低下防止訓練、集団生活訓練や生活上の相談など (生活介護)
訓 練 期 間	1 年、必要に応じて延長可
実 施 日	月曜日～金曜日 (休日を除く)
従 事 者	管理者 (所長)、医師、サービス管理責任者、看護師、(常勤、非常勤) 児童指導員、介護福祉士、保育士、その他
送 迎	リフトバス
リ ス ク 管 理	医師及び看護師による診断、指導、健康管理など
特 色	都内在住の重度の知的障害及び肢体不自由のある障害者が、地域でいきいきと生活するための通所の場所を設け、機能回復訓練などを行い、障害のある方と家族の在宅生活を支援します。 ・ 給食 (各々の障害の程度に対応。給食費などは実費)

### 南大沢保健福祉センター 身体障害者運動教室(ぶるーむ)

八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢公共棟 1 階 ☎ 042-679-2205 Fax 042-679-2214

<開館時間> 月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで

<休館日>日曜・祝日 (敬老の日は除く) および年末年始

市内在住の 60 歳以上の方や障害のある方を対象に憩いの場を提供する施設。

生きがいや自立を促進させる各種の事業を開催。

対 象 者	18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方 (集団で行動するのが困難な知的障害及び発達障害のある方、介護保険認定者は除く)
実 施 方 法 活 動 内 容	理学療法士、運動指導士等による集団での運動
申 請 窓 口	南大沢保健福祉センター、「広報はちおうじ」3 月号で募集 (随時相談可)
期 間	1 年
実 施 日	原則 第 1・2・3 木曜日
従 事 者	指導者 (理学療法士・運動指導士)、保健師
送 迎	歩行困難者のみ、リフトバスによる送迎
リ ス ク 管 理	必要時、主治医と連携し訓練内容を決定する。保健師による訓練前の問診・血圧測定や教室の見守り。
特 色	体操・レクリエーション等の実施。必要時、個別の相談あり。

## (2) 特別支援学校等 身知精発他

特別支援学校は、特別支援教育を行う学校です。

特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

都立の特別支援学校のうち、八王子市内にお住まいの方が通学可能な特別支援学校は、次のとおりです。

令和2年4月1日現在

	施設名	所在地・電話番号	対象となる障害の種類
1	八王子盲学校	八王子市台町 3-19-22 ☎ 042-623-3278 Fax 042-623-6262	視覚障害
2	立川ろう学校	立川市栄町 1-15-7 ☎ 042-523-1358 Fax 042-523-6421	聴覚障害
3	八王子東特別支援学校	八王子市石川町 3246-1 ☎ 042-646-8120 Fax 042-642-2197	肢体不自由
4	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1 ☎ 042-374-8111 Fax 042-372-9480	肢体不自由・知的障害
5	青峰学園	青梅市大門 3-12 ☎ 0428-32-3811 Fax 0428-32-3841	
6	南大沢学園	八王子市南大沢 5-28 ☎ 042-675-6075 Fax 042-675-8176	知的障害
7	八王子西特別支援学校	八王子市東浅川町 546-1 ☎ 042-666-5600 Fax 042-666-0550	

青峰学園と南大沢学園は就業技術科（職業に関する教科）の通学区のみ対象となります。

この他、市立の小・中学校でも、知的障害・情緒障害（発達障害である自閉症、心因性の選択性かん黙など）・難聴・言語障害などの特別支援学級を設置しているところがあります。

特別支援学級には、知的障害のある方が対象となる固定学級（学級のある学校に籍を移し、毎日通学するもの）と、その他の障害のある方が対象となる通級学級（他の学校に通いながら、決められた曜日・時間（週1回程度）に該当校に通うもの）があります。

特別支援学級（固定学級）及び特別支援学校への就学・転学、特別支援学級（通級学級）への通級手続等については以下のホームページを参考にするか、学校教育部教育支援課に御相談ください。

八王子市ホームページ：障害のあるお子さんの学級について（特別支援学級、都立特別支援学校）

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/003/007/p004711.html>

【問合せ】学校教育部教育支援課 就学相談（教育センター）☎ 042-664-7524 Fax 042-662-2988

## (3) 障害者団体等 身知精難

令和2年4月1日現在

団体名	住所	代表者	問合せ
八王子市身体障害者福祉協会	八王子市長房町 92 市営第一団地 51 号	八鍬 實	☎090-3502-0016(八鍬)
(特非) 八王子視覚障害者福祉協会	八王子市明神町 4-2-2 秀和第八王子レジデンス 103	龍崎 靖子	☎ 042-642-3001
八王子市聴覚障害者協会	八王子市明神町 4-1-17-501	宮本 一郎	☎・Fax 042-648-0350
八王子中途失聴・難聴者友の会	八王子市大船町 353-3	石川 千鶴	Fax 042-696-6381 8tomonokai@gmail.com
八王子市手をつなぐ親の会	八王子市めじろ台 1-31-1	市川 みどり	☎ 090-5818-6598 ☎ 042-664-2694
八王子障害者協議会	八王子市石川町 1920-4-107	栗原 三千子	☎ 080-3096-9891
八王子障害者団体連絡協議会	八王子市南町 5-13 八王子ローヤルマンション1階 八王子生活館)	杉浦 貢	☎090-6036-8400(事務局)
(特非) 八王子ワークセンター	八王子市千人町 2-7-5	土居 幸仁	☎ 042-669-0340
(特非) わかくさ福祉会	八王子市明神町 3-16-8 1F	富岡 浩明	☎ 042-649-5825
(特非) 難病ネットワーク	八王子市みなみ野 4-25-1-321	恒川 信一	☎ 042-686-0056 Fax 042-683-0189

#### (4) ボランティアサークルガイド 身知精発他

支援の種類	団体名	活動内容	問合せ
点訳活動	いちよう点訳会	視覚障害者及びろう盲者への情報誌の発行や依頼による点訳活動、勉強会	☎ 042-663-8273
	楽譜点訳 ムージカ	パソコンによる楽譜及び音楽関係書の点訳	☎ 042-676-0798
	点訳サークル 音の会	視覚障害者への情報誌の発行や依頼による点訳活動、点字講習会への協力	☎ 042-651-3489
	八王子六つ星会	視覚障害者のための点訳活動	* ☎ 042-624-5850
朗読活動・音訳テープ作成	南大沢音訳の会「こだま」	視覚障害者・高齢者に対する朗読活動、対面朗読や音訳CD作成等	☎ 042-675-8707
	朗読学習とボランティアの会「虹の会」	ニーズに応じて、視覚障害者、身体障害者、高齢者、児童への朗読・お話活動	☎ 042-625-4441
	八王子朗読の会 灯	視覚障害者に対する音訳活動、対面朗読や音訳CDの作成等	* ☎ 042-624-5850
手話交流	八王子手話サークル桑の実会	手話の学習や聴覚障害者との交流や支援活動	* ☎ 042-624-5850
	八王子手話サークル山吹会	手話の学習や聴覚障害者との交流や支援活動	* ☎ 042-624-5850
要約筆記	八王子要約筆記サークルそらの会	聴覚障害者に対する要約筆記活動（学習会・派遣）	* ☎ 042-624-5850
知的・発達障害児支援	安全ネット八王子	知的・発達障害児者の自立目的で SST 方式で危機回避、学習支援等実施。MLにて親と支援機関と連携し情報提供。当事者支援を中心に様々な活動を行っている	☎ 090-9370-0175
精神障害者支援	八王子精神保健福祉ボランティアの会（いっぼの会）	精神障害者に心豊かな生活を送ってもらうための傾聴等の支援活動	☎ 042-635-8313
	八王子精神保健福祉ボランティア・こもればの会	こもればサロン：第2日曜日、第3木曜日クリエイトホール、第1木曜日東浅川保健福祉センターで、14～16時に実施 恩方病院デイケアへの支援、平川病院閉鎖病棟での支援、個人宅への傾聴訪問	☎ 090-7732-0674

\* 印については、八王子市心身障害者福祉センター（☎ 042-624-5850）が問合せ先となっています。（P43参照）

#### (5) 障害者の家族会 精他

家族会は障害者を抱える家族が集まって運営しています。定例会を開き同じ悩みを持つ者が気兼ねなく話すことで、互いに助け合う機会を持ったり、障害のある方への接し方や医療、福祉制度について学習します。

団体名	問合せ先
わかかさ家族の会 （八王子精神障害者家族会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかかさ家族の会 ☎ 090-5422-0942</li> <li>・八王子市保健所 ☎ 042-645-5196（直通）</li> <li>・わかかさ・マインド八王子家族会担当 ☎ 042-668-7226</li> <li>・地域生活支援センターあくせす ☎ 042-631-1022</li> <li>・わかかさ家族の会事務所（月～金） ☎ 042-649-3460</li> </ul>
さーくる南大沢会 （こころの障がい者を抱える家族の会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さーくる南会 ☎ 042-682-3717</li> <li>・八王子市保健所 ☎ 042-645-5196（直通）</li> <li>・わかかさ・マインド八王子家族会担当 ☎ 042-668-7226</li> <li>・地域生活支援センターあくせす ☎ 042-631-1022</li> </ul>
はちおうじ高次脳機能障害者家族会 はっちゃん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はっちゃん事務局 （南多摩高次脳機能障害者支援センター内） ☎ 042-666-5882</li> </ul>

\* この他にも医療機関で家族向けの学習会などを行っているところがあります。

## 9. 障害者の権利擁護 身知精難発

### (1) 障害者差別

八王子市では、平成24年4月1日から「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を施行し、障害者への差別の解消に取り組んでいます。また、平成28年4月からは「障害者差別解消法」が施行される等、障害者への差別解消に対する取組は全国に広がりを見せています。

#### 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

八王子市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組を推進するため、政令指定都市を除く市町村では初となる条例を制定しました。市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

#### 不当な差別的取扱いの禁止

「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」では不当な差別的取扱いが禁止されています。

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することです。

#### 合理的な配慮について

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」では、障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止し、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上での障壁（社会的障壁）を除去するために「合理的な配慮」をすることとしています。

「合理的な配慮」とは、障害のある人が障害のない人と同じことをするとき、周りの人が、障害のある人に合わせて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力の負担がかかりすぎない範囲で行うことをいい、たとえばお店で、視覚障害のある人に商品の説明や値段を伝えたりすることや、知的障害のある人が医師から診断の結果を聞く際にやさしい言葉で説明すること等が挙げられます。

#### 差別に関する相談

障害者は、本人に係る差別に該当すると思われる事案の相談をすることができます（相談先はP51「虐待・差別に関する相談窓口」を御覧ください）。市は相談があったときには、事実の確認・調査、助言・情報提供、関係者間の調整、関係行政機関の紹介などを行います。

#### 八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会

「八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会」とは、差別に該当すると思われる事案に係る申立てについて調査審議したり、差別事案に適切に対応するため、弁護士や有識者等で構成される市長の附属機関です。

障害者が差別に該当すると思われる事案を市長に申し立てた際、市長からの諮問を受け、その適否について判断します。市長は、その判断を受け、必要と認められる場合には助言又はあっせんを行います。

### (2) 障害者虐待

八王子市では障害者福祉課内に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者への虐待防止に取り組んでいます。

#### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者の尊厳を守り、自立及び社会参加を推進するために虐待を防止するとともに、予防と早期発見の取組を国や地方公共団体、国民などに求め、擁護者（家族等）に対する支援措置を講ずる等を定めた法律で、平成24年10月に施行されました。何人も障害者を虐待してはならない旨や、障害者の虐待の防止に係る国・地方公共団体の責務、虐待の早期発見を実現するために家庭や福祉施設、職場での虐待の発見者に法律上の通報義務等があることなどが規定されています。

#### 虐待の種類

養護者（家族等）、障害者福祉施設従事者等、使用者からの虐待には、次の5つの種類があります。

身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待：わいせつな行為をし、又はわいせつな行為をさせること。

心理的虐待：著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

放棄、放任（ネグレクト）：衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他必要な介助などを著しく怠ること。

経済的虐待：財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

## 虐待に関する相談

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、以下の「虐待・差別に関する相談窓口」に相談・通報してください。市は相談・通報があったときには、事実の確認・調査、助言・情報提供、関係者間の調整、関係行政機関の紹介等を行います。

## 虐待・差別に関する相談窓口

障害者の支援を強化するため、市役所1階の障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、市内の下記5か所の相談支援事業所と連携し、虐待・差別に関する相談等をお受けします。お近くの相談窓口に、御相談ください。

相談窓口	住 所	電話
八王子市役所障害者福祉課 (八王子市障害者虐待防止センター)	八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所 1 階	☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444
(特非) ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター ぴあらいふ	八王子市明神町 4-14-1 1 階	☎ 042-646-4991 Fax 042-646-4876
(特非) サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩	八王子市南大沢 2-25 フォレストモール南大沢 208	☎ 042-682-5343 Fax 042-682-5342
(福) もくば会 八王子地域生活支援室 高尾	八王子市東浅川町 914-6 東浅川ビル 1 階	☎ 042-629-9088 Fax 042-629-9089
(特非) わかくさ福祉会 地域生活支援センターあくせす	八王子市子安町 3-6-7 サザンエイトビル 3 階	☎ 042-631-1022 Fax 042-649-1276
(特非) 多摩草むらの会 相談支援センター待夢 <sup>たいむ</sup>	八王子市松木 48-10 グランドウール 105	☎ 042-682-4670 Fax 042-682-4056

**虐待の通報は24時間受け付けています。夜間・休日の緊急通報先は次のとおりです。**

☎042-626-3111 (市役所守衛室)

☎080-4729-8284 (市委託事業所夜間共通対応番号)

## (3) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業

### 成年後見制度

認知症高齢者・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方を対象に、本人の権利を守る援助者(後見人・保佐人・補助人)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

福祉・医療・介護サービス等の各種手続や契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理などについて、本人の意志をできるだけ尊重し、生活を送る上で一方的に不利益が生じないように、権利や財産を守ります。

家庭裁判所に申立て、成年後見人等の選任が行われます。

### 八王子市在住の方の申立て先

申立て先	所在地	電話
東京家庭裁判所 立川支部 後見係	立川市緑町 10-4	☎042-845-0322・0324 < <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a> >

### 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者・精神障害などで判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して暮らせるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について支援します。必要に応じて日常的な金銭管理サービス、重要書類等の預かりサービスを利用できます。

### 成年後見制度・地域福祉権利擁護に関する相談窓口

相談窓口	所在地	電話
八王子市社会福祉協議会 成年後見・あんしんサポートセンター八王子	八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所 8 階	☎042-620-7365

# 10. もしもの時のために 身知精難発他

## (1) 災害に備えて

### 「災害時障害者サポートマニュアル」の配布



災害時の避難支援制度として、障害者に対する一般的な支援方法が記載された「災害時障害者サポートマニュアル」を作成しています。

八王子市役所ホームページよりダウンロードできます。

URL : <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/011/001/p004165.html>

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444

### 「障害がある方のための防災マニュアル」の配布



障害のある方が災害に備え、適切な避難行動をとることにより、命を守り、必要な支援につなげていくことをまとめた「障害がある方のための防災マニュアル」を作成しています。

点字・音声版もあります。

八王子市役所ホームページよりダウンロードできます。

URL : <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/011/001/p004166.html>

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444

## (2) 地震が起きた時の避難先

### 指定緊急避難場所・指定避難所

#### ア. 指定緊急避難場所（広域避難場所）

大地震が発生したときに発生する延焼火災や有毒ガスなどの危険から身を守るための場所です。大規模公園や大学のキャンパスなど12か所を指定しています。

避難場所名	所在地
浅川河川敷（洪水・内水災害時を除く）	長沼橋付近から上壱分方小学校方面付近
富士森公園	八王子市台町 2-2
陵南公園（洪水・内水災害時を除く）	八王子市長房町・東浅川町
小宮公園	八王子市大谷町・暁町二丁目
工学院大学犬目校舎及び清水公園 （清水公園は洪水・内水災害時を除く）	八王子市檜原町・犬目町
首都大学東京	八王子市南大沢 1-1
中央大学	八王子市東中野 742-1
東京工科大学	八王子市片倉町 1404-1
東京薬科大学	八王子市堀之内 1432-1
創価大学	八王子市丹木町 1-236
拓殖大学	八王子市館町 815-1
明星大学	日野市程久保 2-1-1

### イ．指定緊急避難場所（一時避難場所）

地震が発生したときに、様子を見るため、とりあえず避難する場所で、正確な情報を得て、地域ぐるみで活動を行う拠点となります。また、指定緊急避難場所（広域避難場所）へ避難するときの集結拠点にもなります。市立小中学校の校庭、都立高校など119か所を指定しています。

避難場所名	所在地
市立の全小・中学校	106校 (小学校69校、中学校36校、高尾山学園小・中学部)
旧稲荷山小学校	八王子市寺田町 1455 3
デジタルハリウッド大学(旧三本松小学校)	八王子市松が谷 1
市内の都立高校	9校(八王子桑志、八王子拓真、南多摩、富士森、片倉、八王子東、八王子北、翔陽、松が谷)
わくわくピレッジ	八王子市川町 55
夕やけ小やけふれあいの里	八王子市上恩方町 2030

### ウ．指定避難所（避難所）

災害が発生した場合や発生する可能性が高まった場合に、市民の安全を確保する役割や、被害が復旧されるまで、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場としての施設で、136か所を指定しています。

避難場所名	所在地
市立の全小・中学校	106校 (小学校69校、中学校36校、高尾山学園小・中学部)
旧稲荷山小学校	八王子市寺田町 1455-3
デジタルハリウッド大学(旧三本松小学校)	八王子市松が谷 1
市内の都立高校	9校(八王子桑志、八王子拓真、南多摩、富士森、片倉、八王子東、八王子北、翔陽、松が谷)
富士森体育館	八王子市台町 2-3-7
市民センター	全17か所
夕やけ小やけふれあいの里	八王子市上恩方町 2030

**風水害（「洪水・内水」「土砂災害」）時については上記と異なります**ので「八王子市地域防災計画別冊」（<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/bousai/m12873/002/p007768.html>）を御覧ください。

地震や風水害の規模によっては開設されない場所もあります。

【問合せ】生活安全部 防災課 ☎ 042-620-7208 Fax 042-626-1271

### 二次避難所協定先

二次避難所（福祉避難所）とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では、生活に支障をきたす配慮者及びその家族や介護者等のために配慮された避難所です。

**災害発生後、二次避難所協定先施設の安全を確認したうえで、市が指定します。**

**二次避難所協定先の施設であっても、災害発生直後から二次避難所として利用することはできません。**

名称	
八王子特別支援学校	東京都立南大沢学園
八王子東特別支援学校	八王子盲学校
八王子施設長会に属する施設	八王子市内障害者等入所施設連絡協議会に属する施設
八王子ホテル旅館組合に属する施設	わくわくピレッジ

二次避難所については、**直接協定先に連絡しないでください。**

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444

### (3) 暮らしのホットライン

区分	名称	電話	所在地
医療	八王子夜間救急診療所	☎ 042-625-9910	八王子市台町 4-33-13 八王子小児・障害メ ディカルセンター 夜間救急棟1階
	東京都保健医療情報 センター ひまわり (相談・24時間医 療機関案内)	☎ 03-5272-0303 Fax 03-5285-8080 (聴覚障害者用) <a href="https://www.himawari.metro.tokyo.jp">https://www.himawari.metro.tokyo.jp</a>	
警察	・八王子警察署 ・高尾警察署 ・南大沢警察署 ・110番アプリシ ステム (聴覚又は、言語に 障害のある方が、 スマートフォンな り)	☎ 042-621-0110 ☎ 042-665-0110 ☎ 042-653-0110 ・警察庁ホ - ムペ - ジ <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/">https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/</a>	・八王子市元本郷町 3-19-1 ・八王子市東浅川町 23-34 ・八王子市南大沢 1-8-3
免許	・自動車運転免許運 転・適性相談 (府中運転免許試験 場)	☎・FAX 042-365-5656	
消防	・八王子消防署 ・緊急ネット通報 (携帯電話及びスマ ートフォンからウ ェブ機能を利用し て東京消防庁に緊 急通報を行えるも の。利用対象、条件 等有)	☎ 042-625-0119 ・東京消防庁ホームペ ージ <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/topics/mail_sy/s/">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/topics/mail_sy/s/</a>	八王子市上野町 33
悩み相談	東京多摩いのちの電 話 10時～21時 年中無休 (毎月第3金曜日は 午前10時～翌々日 の日曜21時まで)	☎ 042-327-4343	
	東京都 こころの電 話相談 9時～17時 月曜日から金曜日ま で(年末年始・祝日 を除く)	☎ 042-371-5560	
	東京都 夜間こころ の電話相談 (17時～22時 (毎日) 受付は21時30 分まで)	☎ 03-5155-5028	
	東京いのちの電話 (24時間)	☎ 03-3264-4343 ・インターネット相談 <a href="https://www.inochinodenwa-net.jp">https://www.inochinodenwa-net.jp</a>	
法律	日本司法支援センタ ー(法テラス八王子)	☎ 050-3383-5310	八王子市明神町 4-7-14 八王子ONビル4階

# 11. 相談の窓口 身知精難発他

## (1) 日常生活・福祉サービスに関する相談 身知精難発他

名称	業務内容	連絡先
(特非) ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター びあらいふ	福祉サービスの利用援助 介護相談、各種情報提供など 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市明神町4-14-1 1階 ☎ 042-646-4991 Fax 042-646-4876
(特非) サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩	福祉サービスの利用援助 介護相談、各種情報提供など 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市南大沢2-25 フォルストール南大沢208 ☎ 042-682-5343 Fax 042-682-5342
(福) もくば会 八王子地域生活支援室 高尾	福祉サービスの利用援助 介護相談、各種情報提供など 月曜日～金曜日 10時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)	八王子市東浅川町914-6 東浅川ビル1階 ☎ 042-629-9088 Fax 042-629-9089
(特非) わかくさ福祉会 地域生活支援センターあくせす	障害者の日常的な相談、賃貸契約による一般住宅 への入居相談など 交流コーナーの運営 月・火・水・金曜日 10時～18時 第1・第3日曜日 10時～16時 第2・第4土曜日 10時～16時 (木曜日、祝日・年末年始を除く)	八王子市子安町3-6-7 サザンエイトビル3階 ☎ 042-631-1022 Fax 042-649-1276
(特非) 多摩草むらの会 相談支援センター待夢	福祉サービスの利用援助 介護相談、各種情報提供など 日曜日～金曜日 10時～17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市松木48-10 グランドウール105 ☎ 042-682-4670 Fax 042-682-4056
(特非) 難病ネットワーク 難病相談支援センター	医療、教育、職業、生活などの相談支援(当事者、 家族、支援者) 医療講演会・医療相談会の開催、難病カフェの開 催、ピア相談、就学、就労相談、勉強会の開催、 各種情報提供など 月曜～土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市みなみ野4-25-1-321 ☎ 042-686-0056 Fax 042-686-0056
八王子市保健所 保健対策課	精神保健福祉相談(本人、家族、関係者) こころの健康相談: 保健師による相談を行っています。 専門医による医療相談: 一般精神保健、酒害、高齢者、 思春期について精神科医による相談を行っています。 事前に保健師との相談が必要です。 <予約制> 月曜日～金曜日 9時～16時30分 (祝日・年末年始を除く) 難病に関する訪問・相談指導事業 医療面・生活面に様々な問題を抱える在宅難病療養 者に対し、保健師・理学療法士等による相談・指導 を行っています。 精神保健グループ 小グループでの活動を通じ、社会参加等への課題を 探ります。 思春期の課題を抱える家族グループ ひきこもりや暴力等への理解や対応を学びます。	八王子市旭町13-18 ☎ 042-645-5196 Fax 042-644-9100
東京都心身障害者福祉センター	医療、教育、職業、生活等の相談及び指導 身体障害者手帳、愛の手帳(18歳以上)の判定 補装具等の判定 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	本所 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 12階～15階 ☎ 03-3235-2946  多摩支所 【7月15日まで(移転前)】 立川市曙町3-7-10 (都営曙町3丁目アパート1,2階) ☎ 042-521-1100 【7月16日から(移転後)】 国立市富士見台2-1-1 (東京都多摩障害者スポーツセ ンター内) ☎ 042 573 3311

名称	業務内容	連絡先
東京都心身障害者福祉センター (高次脳機能障害)	高次脳機能障害のある方やその家族に対して生活や就労などのさまざまな相談に応じています。 月～金曜日 9時～12時、13時～16時 (祝日・年末年始を除く)	新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 12階～15階 (高次脳機能障害専門電話相談) ☎ 03-3235-2955 Fax 03-3235-2957
東京都発達障害者支援センター TOSCA「トスカ」	東京都在住の発達障害のある本人とその家族、関連機関・施設から発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。 必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。 また、東京都ペアレントメンター養成・派遣事業を行っています。  【予約受付】月曜日～金曜日 9時～17時 【相談日時】月・火・木・金曜日 9時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)	世田谷区船橋 1-30-9 ☎ 03-3426-2318 Fax 03-3706-7242
八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ	八王子市在住の高次脳機能障害者及びその家族に対し、個別の相談に応じ、指導や助言、情報提供を行う。このほか、医療機関や就労支援センター等の関係機関との連携、高次脳機能障害に対する理解促進のための普及啓発を行う。 月曜日～土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市栢田町 583-15 ☎ 080-1254-7480 (直通) Fax 042-666-5881
南多摩高次脳機能障害支援センター (東京都高次脳機能障害支援普及事業)	南多摩圏域(八王子・町田・日野・多摩・稲城)における高次脳機能障害者及びその家族への支援のため、以下の業務を実施する。 八王子市民は、「八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ」を利用いただきます。 相談支援(当事者・家族・支援者) 講習会の開催 圏域内連絡会の開催 定例検討会の開催 地域ネットワーク構築 月曜日～土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市栢田町 583-15 ☎ 042-666-5882 (直通) Fax 042-666-5881
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	こころの電話相談 対人関係、心の悩み・病気に関する相談やセンターの利用に関する相談、思春期・青年期における精神保健福祉の問題に関する相談等をお受けします。 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く) 面接による相談を御希望の方は電話で予約してください。	多摩市中沢 2-1-3 ☎ 042-371-5560 (専用)
東京都保健医療情報センター ひまわり	精神科救急医療情報センター 夜間や休日に具合が悪くなった時の救急受診の相談窓口です。専門相談員が病状などを伺い、必要に応じて医療機関と調整の上、受診ができるしくみです。受診が決まった場合には、本人又は家族が連れて行くこととなります。また、必ず入院できるわけではありません。相談方法は、電話をしていただき「精神科救急相談」と伝えて、専門相談員につながった場合に病状・状況を説明してください。 平日 17時～翌9時、土日休 9時～翌9時	☎ 03-5272-0303

## (2) 障害者の就労支援 身知精難発他

名称	業務内容	連絡先
ハローワーク八王子 (八王子公共職業安定所)	障害者の方に対する職業相談・職業紹介及び職業訓練のあっせんなどの就職支援。 事業主の方からの障害者向け求人の相談・受理。 平日 8:30~17:15	八王子市子安町 1-13-1 ☎ 042-648-8695 Fax 042-648-8615
東京障害者職業センター (多摩支所)	障害者の方の職業相談、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援 事業主の方に障害者の雇用管理などについての相談・支援 相談、検査は予約制 月曜日~金曜日 9時~17時 (祝日・年末年始を除く)	立川市曙町 2-38-5 立川ビル 3階5階 ☎ 042-529-3341 Fax 042-529-3356
(特非)八王子ワークセンター 八王子市障害者就労・生活 支援センター「ふらん」	障害者の就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるための、職業相談、就職準備、職場開拓、職場継続などの就労相談・支援 月曜日~金曜日 9時~17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市子安町 1-8-3 コーポ森 1階 ☎ 042-642-0080 Fax 042-646-2460
(特非)わかさ福祉会 障害者就業・生活支援 センター TALANT (タラント)	障害のある方の職業相談、企業等での実習や準備訓練先の御紹介(準備訓練)、定着支援、ジョブコーチ支援等。 市外の方も支援対象となります。 月曜日~金曜日 10時~17時30分 第2・第4土曜日 10時~17時30分	八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4階 ☎ 042-648-3278 Fax 042-648-3598
東京都障害者 IT 地域支援 センター	利用相談、IT 支援機器の展示、IT サポーターの派遣及び IT 支援者養成研修の実施 月曜日~金曜日、土曜日(不定期) 10時~17時30分(土曜日は17時まで。水曜日・祝日・年末年始を除く)	文京区小日向 4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階 ☎ 03-6682-6308 Fax 03-6686-1277

## (3) 障害のあるお子さん 身知精難発他

### 子育て総合相談

名称	業務内容	連絡先
八王子市子ども家庭支援センター	0歳~18歳未満のお子さんの保護者又はお子さん自身から、子どもと家庭に関するあらゆる相談に、電話・来所(要予約)・メールなどの方法でお受けしています。 相談日:月~土曜日 9時~19時 祝休日 9時~17時 (第1火曜日、年末年始を除く。第1火曜日が祝日にあたる場合は第2火曜日)	八王子市東町 5-6 クリエイトホール地下1階 ☎ 042-656-8225
八王子市地域子ども家庭支援センター館	0歳~18歳未満のお子さんの保護者、又はお子さん自身から、子どもと家庭に関するあらゆる相談に、電話・来所(要予約)・メールなどの方法でお受けしています。 相談日:月~土曜日 9時~17時 (祝休日、年末年始を除く)	八王子市館町 156 (館事務所2階) ☎ 042-661-0072
八王子市地域子ども家庭支援センター石川		八王子市石川町 481 (石川事務所2階) ☎ 042-648-0040
八王子市地域子ども家庭支援センターみなみ野		八王子市みなみ野 6-1-1 ☎ 042-635-4152
八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢		八王子市南大沢 2-17-5 ☎ 042-678-3100
八王子市地域子ども家庭支援センター元八王子		八王子市大楽寺町 419-1 (元八王子事務所2階) ☎ 042-624-8300
東京都八王子児童相談所	児童(18歳未満)のあらゆる事柄についての相談 児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置 愛の手帳(18歳未満)の判定など 相談日:月~金曜日 9時~17時 (祝日・年末年始を除く)	八王子市台町 3-17-30 ☎ 042-624-1141
(特非)若駒ライフサポート わかこま相談支援室	学齢期余暇支援プログラム 保護者によるピア・カウンセリング・地域情報提供・その他相談支援 学習会・研修会の実施	八王子市横川町 521-1 ☎ 042-621-2277

## 発達健診・経過観察健診・心理発達相談

名称	業務内容	連絡先
八王子市大横保健福祉センター	乳幼児健診の結果、発育、運動発達・精神発達・言語発達等で経過観察が必要なお子さんに対して予約制の健診を行っています。また、幼児の精神発達・言語発達・社会性・生活習慣（食事・睡眠・排泄等）に関して、心理相談員による予約制の相談を行っています。	八王子市大横町 11-35 ☎ 042-625-9200
八王子市東浅川保健福祉センター	乳幼児健診には、次のようなものがあります。 ・3～4か月児健康診査 ・6～7か月児・9～10か月児健康診査（医療機関委託）	八王子市東浅川町 551-1 ☎ 042-667-1331
八王子市南大沢保健福祉センター	・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 御相談がある方は、お住まいを担当する各保健福祉センターに御連絡ください。	八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢公共棟 1階 ☎ 042-679-2205

## 療育相談

名称	業務内容	連絡先
八王子市保健所 保健対策課	心身両面に重度の障害をもつお子さんや、疾病により長期にわたり療養を必要とするお子さんの相談に応じます。 相談日：月曜日～金曜日 9時～16時30分 （祝日・年末年始を除く） 面談は事前に御連絡ください。	八王子市旭町 13-18 ☎ 042-645-5196 Fax 042-644-9100
（福）日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ 発達障害児支援室（からふる）	発達に偏りや遅れのあるお子さんの成長を支援するための早期発見・早期対応につなげる相談や療育支援を行います。 相談日：月曜日～金曜日 10時～12時 15時30分～17時 （祝日・年末年始を除く）	八王子市台町 4-33-13 ☎ 042-634-8758
（福）武蔵野会 すぎな愛育園	障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行うため、個別支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談を行います。 相談は随時。 事前にお電話で御予約ください。	八王子市台町 2-7-22 ☎ 042-625-8007

## 就学相談

名称	業務内容	連絡先
学校教育部 教育支援課	障害のあるお子さんの就学や転学の手続についての相談の窓口です。お子さんの発達や障害の状況に応じて、適切な教育の場はどこかなどについて相談をお受けします。 相談日：月～金曜日 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く） 要電話予約	八王子市散田町 2-37-1 八王子市教育センター1階 ☎ 042-664-7524

## はちおうじっ子・切れ目のない支援事業（はちおうじっ子 マイファイルの配付）

八王子市では、誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困らないよう、お子さんの成長を記録する手帳や保育園・幼稚園や学校などでの成長に関する資料を一つにまとめて保管できる「はちおうじっ子 マイファイル」を配付しています。詳細は各課へお問い合わせください。



マイファイルに資料をまとめておくことで、お子さんの成長を感じたり、かかわり方を考えていく資料となります。保護者やお子さんに関わる関係機関が情報を共有し、切れ目なく伝わることで、よりよい支援につながります。

### 【問合せ及び配付場所】

大横保健福祉センター	042-625-9200	保育幼稚園課	042-620-7247
東浅川保健福祉センター	042-667-1331	子どものしあわせ課	042-620-7391
南大沢保健福祉センター	042-679-2205	教育支援課	042-620-7446
障害者福祉課	042-620-7245	教育支援課(相談担当)	042-664-5124

#### (4) 身体障害者・知的障害者相談員 身 知

身体障害のある方や知的障害のある方、また、御家族が困った時などには、地域の身体障害者相談員・知的障害者相談員が日常生活の上でのさまざまな相談、指導、助言などを行っています。

身体障害者相談員（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

令和2年4月1日現在

相談員氏名（五十音順）	住所	電話又はFax	障害区分
青山 真理	万町	☎ 080-6717-6341	重症心身
池谷 匠	散田町二丁目	☎ 042-666-6066	腎臓
柿下 良充	石川町	☎ 042-646-3575	肢体
栗原 三千子	石川町	☎ 080-3096-9891	心臓
小山 優子	打越町	☎ 042-644-4509	肢体
是枝 行子	別所二丁目	Fax 042-674-1906	聴覚
鈴木 房子	長房町	☎ 042-666-1979	肢体
鈴木 由紀子	明神町四丁目	☎ 042-648-5082	視覚
高橋 靖	檜原町	☎ 042-626-1157	心臓
野崎 勝巳	散田町三丁目	☎ 042-662-5480	直腸
宮本 一郎	宇津木町	Fax 042-645-0729	聴覚
八代 啓吾	台町	☎ 042-625-9064	視覚

知的障害者相談員（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

令和2年4月1日現在

相談員氏名（五十音順）	住所	連絡先
安藤 美知子	本町	☎ 080-5058-5631
市川 みどり	めじろ台一丁目	☎ 042-664-2694
崎田 京子	別所	☎ 042-679-1201
佐々木 美和	小宮町	☎ 070-6559-8928
須賀 年子	大和田町七丁目	☎ 042-646-3256
雛倉 佳代子	横川町	☎ 090-4662-4033
細野 満里	七国一丁目	☎ 042-635-4025

#### (5) 身体障害者補助犬の苦情相談 身

名称	業務内容	連絡先
福祉部 障害者福祉課	<p>身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴又は使用に関する苦情や相談についての窓口です。</p> <p>補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行います。</p> <p>相談日：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 （祝日・年末年始を除く）</p> <p>身体障害者補助犬法では、公共施設や交通機関をはじめ、スーパー、飲食店、病院、ホテルなどの管理者は補助犬の同伴での利用を拒むことはできません。</p>	<p>八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎 ☎ 042-620-7245</p>

## 12. その他のサービス・制度 身知精難発他

### (1) 生活福祉資金 身知精難発他

対象者	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯
内容	世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、用途に応じて資金を貸し付けます。 (対象要件あり。日常の生活費は除きます)
利用のながれ	相談 申込書類の準備 申込 審査 貸付決定 借用書作成 資金交付 返済 返済完了
申請窓口	八王子市社会福祉協議会(八王子市役所B階) ☎ 042-620-7282 Fax 042-622-2701

### (2) 母子・父子・女性福祉資金 身知精難発他

子の学費等の資金を貸し付ける制度です。

#### 母子・父子福祉資金

対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父や、配偶者が障害により長期にわたって労働能力を失っている方で20歳未満のお子さんを扶養している方
内容	母子家庭又は父子家庭の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金(子の学費等)をお貸ししています。 貸付の決定に当たっては審査を行いますので、審査の結果お貸しできない場合があります。
申請窓口	子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7362 Fax 042-621-2711

#### 女性福祉資金

対象者	1. 配偶者がいない及び配偶者が長期にわたって療養を要する状態にある都内に6か月以上お住まいの女性で、次のいずれかに該当する方 親、子、兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし) 親、子、兄弟姉妹などを扶養していない方のうち、年間所得が2,036,000円以下で次のいずれかに該当する方 ア) かつて、母子家庭の母として子を扶養したことがある方 イ) 婚姻歴のある40歳以上の方 2. 上記に当てはまらない方で、特に貸付の必要があると認められた方
内容	配偶者のいない女性の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金(子の学費等)をお貸ししています。 貸付の決定に当たっては審査を行いますので、審査の結果お貸しできない場合があります。
申請窓口	子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7362 Fax 042-621-2711

### (3) 有料公共施設における使用料等の減免身知精

障害者団体、障害をお持ちの個人の方は、有料公共施設における使用料等が減免されることがあります。減免の内容については直接、各施設までお問合せください。

・減免の対象となる利用者の区分

団体	個人
・障害者団体(市内の団体に限ります。事前の登録が必要です。) 1. 市内在住の障害者5人以上を含む10人以上の市に登録している障害者団体 2. 市が補助している障害者団体	・障害がある方(市内・市外在住を問いません) 1. 身体障害者手帳所持者 2. 愛の手帳所持者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 のあるものは介護人1名も対象となります。

#### 会議室、貸室

該当施設	電話	Fax	区分	
			団体	個人
市民センター(市内18か所)	各市民センターへ	各市民センターへ		
市民集会所(市内6か所)	各事務所へ	各事務所へ		
生涯学習センター	042-648-2231	042-648-2151		
生涯学習センター南大沢分館	042-679-2208	042-679-2218		
生涯学習センター川口分館	042-654-8450	042-654-8452		
長房ふれあい館	042-669-1433	042-669-1434		
大横保健福祉センター	042-625-6501	042-627-5887		
東浅川保健福祉センター	042-667-1331	042-667-7829		
北野余熱利用センター(あったかホール)	042-645-0025	042-645-0133		
長池公園自然館	042-678-4616	042-678-4647		
道の駅八王子滝山	042-696-1201	042-696-1207		
高尾駒木野庭園	042-663-3611	042-663-3621		
高尾599ミュージアム	042-665-6688	042-668-8631		

#### ホール等

該当施設	電話	Fax	区分	
			団体	個人
オリンパスホール八王子(市民会館)	042-655-0802	042-655-0807		
芸術文化会館(いちょうホール)	042-621-3001	042-621-3007		
南大沢文化会館	042-679-2202	042-679-2212		
学園都市センター	042-646-5611	042-646-2663		

#### 体育館

該当施設	電話	Fax	区分	
			団体	個人
富士森体育館	042-625-2305	042-627-5935		
甲の原体育館	042-627-3300	042-627-1568		
エスフォルタアリーナ八王子	042-662-4880	042-664-1501		

#### プール

該当施設	電話	Fax	区分	
			団体	個人
大横保健福祉センター	042-625-6501	042-627-5927		
東浅川保健福祉センター	042-667-1331	042-667-7829		
北野余熱利用センター(あったかホール)	042-645-0025	042-645-0133		
甲の原体育館	042-627-3300	042-627-1568		
陵南プール	042-622-6720	042-627-5935		
大塚公園水泳プール	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課		

### 野球場・陸上競技場等

該当施設		電話	Fax	区分			
				団体	個人		
野球場	ダイワハウススタジアム八王子 (富士森公園野球場)	042-622-6720  生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課	042-627-5935  生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課				
	上柚木公園						
	大塚公園						
	北野公園						
	滝ガ原運動場						
	西寺方グラウンド						
陸上 競技場	富士森公園						
	上柚木公園						
テニスコート	富士森公園						
	上柚木公園						
	大塚公園						
	大平公園						
	滝ガ原運動場						
	内裏谷戸公園						
	松木公園						
	別所公園						
	殿入中央公園						
	久保山公園						
	梶田運動場						
戸吹スポーツ公園							
サッカー 場	滝ガ原運動場						
	戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場						
ソフト ボール 場	上柚木公園						
	滝ガ原運動場						
	西寺方グラウンド						
その他	戸吹スポーツ公園スケートパーク						

### 駐車場・自転車駐車場

該当施設		電話	Fax	区分	
				団体	個人
八王子駅北口地下駐車場	042-642-1789	042-642-1786		(2時間)	
旭町駐車場	八王子駅北口地下 駐車場管理センター	八王子駅北口地下 駐車場管理センター			
南大沢駐車場	042-679-2200				
芸術文化会館(いちょうホール)駐車場	042-621-3001	042-621-3007			
タイムズ八王子市中央図書館の駐車場	042-664-4321	042-662-2789			
高尾山麓駐車場	042-620-7378 産業振興部 観光課	042-627-5951 産業振興部 観光課		(3時間)	
エスフォルタアリーナ八王子	042-662-4880	042-664-1501			
市内公営自転車駐車場(定期利用のみ)	03-6262-5322 (公財)自転車駐車場整備センター	03-6262-5331 (公財)自転車駐車場整備センター			
注) 八王子駅南口自転車駐車場及び八王子駅南口地下タワー式自転車駐車場はこちら	042-644-7611 (一財)八王子市まちづくり 公社	042-644-7614 (一財)八王子市まちづくり 公社			

自動二輪を御利用の場合は、対象外となる場合がございますので、事前にお問合せください。

### その他公共施設

該当施設		電話	Fax	区分	
				団体	個人
夕やけ小やけふれあいの里	042-652-3072	042-652-4155			
コニカミナリサイエンスドーム(こども科学館)	042-624-3311	042-627-5899			
姫木平自然の家	0268-69-2417	0268-69-2424			
夢美術館	042-621-6777	042-621-6776			

### 都市公園の使用・占用

該当施設		電話	Fax	区分	
				団体	個人
市内の都市公園	042-620-7270 まちなみ整備部 公園課	042-626-3533 まちなみ整備部 公園課			

(4) その他のサービス・制度身知精難発他

事業名	内 容 等	相談窓口
交通災害共済 (ちょこっと共済) 公費加入	Bコース(加入手続は不要です) 交通災害により死傷し、医療機関で治療を受けた場合に見舞金をお支払いします。	市民部 市民生活課 ☎ 042-620-7227 Fax 042-626-2381
119番ファクシミリ通報カードの配布	電話での119番通報が困難な場合にファックスで通報ができるように、119番ファクシミリ通報カードを配布します(事前登録は不要です)。また、携帯電話などからウェブ機能を利用して通報ができる「緊急ネット通報」もあります(事前登録が必要です)。	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
障害者歯科診療所 (小児・障害 メディカル センター内)	障害があつて一般の歯科医療機関での対応が困難な方が対象です。市役所地域医療政策課、保健所、大横・東浅川・南大沢保健福祉センター、市のホームページにある申込用紙に記入して、郵送又はファックスでお申込みください。 障害の状況によっては、他の歯科医療機関を御紹介する場合があります。	医療保険部 地域医療政策課 ☎ 042-620-7292 Fax 042-621-0279
かかりつけ歯科医 訪問歯科紹介事業	障害があり、どこかの歯科医療機関に行ったらよいかわからない方に、患者さんの状況に適した歯科医療機関を紹介します。 また、寝たきりで外出できない方には、訪問歯科診療を行う歯科医師を紹介します。なお、患者さんに安全で適切な治療を受けていただくため、紹介は八王子歯科医会の歯科医師に相談した後になります。	
障害がある方のための の教室	健康の増進、生きがい高揚、社会参加の促進、参加者間の交流等を目的とした教室を開催しています。	大横保健福祉センター ☎ 042-625-9128 東浅川保健福祉センター ☎ 042-667-1331 南大沢保健福祉センター ☎ 042-679-2205
在宅重症心身障害児 (者)訪問事業	重症心身障害児(者)及び医療的ケアが必要な18歳までのお子さんのいる御家庭に看護師を派遣し、看護技術や療育相談を行います(都事業)。	健康部 保健対策課 ☎ 042-645-5196 Fax 042-644-9100
ハチの巣駆除	公費でハチの巣の駆除を実施します。 対象となる方は次のとおりです。 生活保護法第6条第1項の規定による同法の保護を現に受けている方 満75歳以上(当該年度内に75歳になる方を含む)の方のみの世帯 身体障害者手帳1級または2級を交付された方の方のみの世帯 愛の手帳1度または2度を交付された方の方のみの世帯 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方の方のみの世帯 上記 から に該当する方のみにより構成された世帯を含む。	環境部 環境保全課 ☎ 042-620-7268 Fax 042-626-4416
高齢者等ごみ出し支 援ふれあい収集事業	ごみを排出することが困難な身体障害者・高齢者世帯等を対象に、ごみ・資源物を戸別に収集し、在宅での生活支援を行います。対象は身体障害者手帳1、2級の交付を受けている一人世帯又は身体障害者手帳1、2級の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯で、親族や近隣住民からの支援を受けられない方です。	居住している地区の担当清掃事業所にご連絡ください。 資源循環部 戸吹清掃事業所【浅川(南浅川)の北側にお住まいの方】 ☎ 042-691-2891  資源循環部 館清掃事業所【浅川(南浅川)の南側にお住まいの方】 ☎ 042-665-2531  資源循環部 館清掃事業所(南大沢清掃事業所)【多摩ニュータウン地域にお住まいの方】 ☎ 042-674-0551

事業名	内 容 等	相談窓口
高尾駅通り抜け費用の補助	市内在住の方に高尾駅通り抜けに必要な入場券又は定期入場券の購入費用の一部を補助します（事前の手続が必要となります）。	拠点整備部 都市整備課 ☎ 042-620-7304 Fax 042-627-5931
図書館資料宅配事業	身体に障害のある方、又は寝たきり等で来館が困難な方に、宅配による貸出サービスを行っています。	・中央図書館 八王子市千人町 3-3-6 ☎ 042-664-4321 ・生涯学習センター図書館 八王子市東町 5-6 クリエイトホール 2・3 階 ☎ 042-648-2233 ・南大沢図書館 八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢地下 1 階 ☎ 042-679-2201 ・川口図書館 八王子市川口町 3838 川口やまゆり館内 ☎ 042-654-8448
生涯学習センター講座の受講料減免	障害者手帳所持者の講座受講料が 1 / 2 減額されます。	生涯学習スポーツ部 学習支援課 ☎ 042-648-2231 Fax 042-648-2151
点字投票	目の不自由な方が、投票用紙に点字を打って投票できる制度です。	
郵便等による不在者投票	郵便等投票証明書の交付を受けた方が、自宅などで投票できる制度です。郵便等投票証明書は、身体障害者手帳などをお持ちで一定の条件に該当する場合に限り、交付されます。	選挙管理委員会事務局選挙課 ☎ 042-620-7319 Fax 042-626-3275
郵便等による不在者投票における代理記載制度	郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない一定の障害がある方は代理記載人によって投票に関する記載をさせることができます。	
東京都障害者休養ホーム	指定保養施設の利用の際、1泊につき次の額を限度として宿泊利用料の一部を助成します。 ・大人：6,490 円 ・子供：5,770 円 付添者（大人）：3,250 円 助成回数：1人 年度 2泊まで	日本チャリティー協会 ☎ 03-3353-5942 Fax 03-3359-7964 パンフレット、申込書は本庁舎障害者福祉課の窓口（☎ 042-620-7245）又は八王子駅南口総合事務所、市民部事務所（拠点事務所）（浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所）及び南大沢事務所）まで
青い鳥郵便葉書の無償配布	お一人様につき、通常郵便葉書 20 枚を無料で配布します。（受付期間は毎年 4 月～ 5 月末まで）  <配布の対象> ・身体障害者手帳 1・2 級の方 ・愛の手帳 1・2 度の方	日本郵便株式会社 ☎ 0120-232-886 身体障害者手帳又は愛の手帳と印鑑を持って対象者の住所又は居所のお近くの郵便局（簡易郵便局を除く）又は郵便事業株式会社の支店でお申込みください。
オストメイト社会適応訓練・医療相談等	都内居住のオストメイトに対し、ストマ造設に伴うストマの衛生管理等に関する訓練指導（火、木曜日 10 時～ 15 時は担当が受付）	日本オストミー協会 三多摩支部 ☎・Fax 03-3205-0248

事業名	内 容 等	相談窓口
車いすの貸出し	<p>車いすを必要とする在宅の方に、3か月無料で貸し出します(更新可)。          &lt;貸出し場所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンター</li> <li>・ボランティアセンター南大沢分室(地域子ども家庭支援センター南大沢内)</li> <li>・浅川地区社会福祉協議会</li> <li>・八王子市心身障害者福祉センター</li> <li>・長房ふれあい館</li> <li>・地域福祉推進拠点石川</li> <li>・地域福祉推進拠点川口</li> <li>・各市民センター</li> </ul>	<p>☎ 042-648-5776          ☎ 042-679-2445          ☎ 042-667-5669          ☎ 042-624-5850          ☎ 042-669-1433          ☎ 042-649-3390          ☎ 042-652-9116          各市民センターまで</p>
ういずサービス (有償家事援助サービス)	<p>高齢者・障害者・ひとり親家庭・産前産後・病気等の方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の方々の協力を得て、有償で家事援助などのサービスを提供しています。</p>	<p>八王子市ボランティアセンター          ういずサービス担当          ☎ 042-649-5010          Fax 042-649-8478</p>
財産保全管理 サービス事業	<p>介護保険を利用されている方や身体障害のある方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行います。          1回 1時間 1,500円～3,000円</p>	<p>八王子市社会福祉協議会          成年後見・あんしんサポート          センター八王子          ☎ 042-620-7365          Fax 042-623-6421</p>

詳しくはお問合せください。

事業名	団 体 等	相談窓口
「磁気ループ」等の集団補聴設備の設置	<p>聴覚障害者などで補聴器を利用している方が、騒音のある場所や大勢の人が集まる場所でも目的の音を正確に聞くことができる磁気ループ等を設置しています。</p> <p>&lt;設置場所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市心身障害者福祉センター</li> <li>・東浅川保健福祉センター 視聴覚室・第5集会室</li> <li>・南大沢保健福祉センター 視聴覚室</li> <li>・大横保健福祉センター 視聴覚室</li> <li>・生涯学習センター（クリエイトホール）視聴覚室・ホール</li> <li>・オリンパスホール八王子 ホール（FM補聴設備）</li> <li>・芸術文化会館（いちようホール）大ホール・小ホール</li> <li>・南大沢文化会館 主ホール</li> <li>・学園都市センター イベントホール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎042-624-5850 Fax042-624-5954</li> <li>☎042-667-1331 Fax042-667-7829</li> <li>☎042-679-2205 Fax042-679-2214</li> <li>☎042-625-6501 Fax042-627-5927</li> <li>☎042-648-2231 Fax042-648-2151</li> <li>☎042-655-0802 Fax042-655-0807</li> <li>☎042-621-3001 Fax042-621-3007</li> <li>☎042-679-2202 Fax042-679-2212</li> <li>☎042-646-5611 Fax042-646-2663</li> </ul>
福祉有償運送（市内）	(特非)ヒューマンケア協会	八王子市明神町4-14-1 1階 ☎ 042-646-4991
	(特非)移送サービスコスモ	八王子市北野町555-6 ハイツ奥村102 ☎ 042-645-4289
	(特非)福祉サービスハウスゆう	八王子市長房町196-30 ☎ 042-622-3768
	(特非)南陽台地域福祉センター	八王子市南陽台1-12-17 ☎ 042-670-4347
	(特非)ケアプレイスはなでんしゃ	八王子市長房町410-1 イモトハイムB棟201号 ☎ 042-669-8112 Fax 042-669-0246
	(特非)八王子移動サービスネットワーク	八王子市元本郷町4-13-2-208 ☎ 042-623-4405
	(特非)くるみ	八王子市大塚529 ☎ 042-675-7410
	(特非)地域住民の安全生活応援団	八王子市石川町544-3 ☎ 042-648-5839
	(福)もくば会（グループG）	八王子市西寺方町366 グランドソレイユ1階 ☎ 042-651-0779
	(福)みずき福祉会	八王子市美山町279 ☎ 042-651-5727
<p>福祉有償運送：単独で公共交通機関の利用が困難な方に対して、特定非営利活動法人や社会福祉法人等の非営利団体が主体となって移送を行うサービスです。会員制での利用のため、利用を希望する場合は、各団体への会員登録が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：原則、市内在住の単独で公共交通機関の利用が困難な、要介護・要支援認定者又は障害者手帳所持者等で利用団体の会員の方</li> <li>・利用料金：団体ごとに料金設定が異なります。直接団体へ確認してください。</li> </ul> <p>～・・・会員登録した方の外出支援を実施する団体</p> <p>・・・・通院・作業所までの移送など当該団体内の特定の活動にかかる移動支援を実施する団体</p> <p>詳しくは各団体にお問合せください。</p>		

# 13. 65歳以上の方へ

## (1) 介護保険制度の優先について

障害福祉制度と介護保険制度で同様のサービスがある場合は、選択制ではなく介護保険制度が優先されます。障害者手帳を所持している方でも、介護保険制度を利用できる方は介護保険サービスを優先して利用していただきます。ただし、障害福祉制度にしかないサービス等については、利用ができる場合があります。

### 福祉用具

補装具及び日常生活用具にしかない種目であれば、購入費等の助成制度を利用できる場合があります。事前に本庁舎障害者福祉課に御相談ください。 ☎ 042-620-7366 P2 1～30 を御参照ください。

### 福祉サービス

障害福祉制度にしかないサービスであれば、利用できる場合があります。主に以下のとおりです。事前に本庁舎障害者福祉課に御相談ください。 ☎ 042-620-7367 P3 1～36 を御参照ください。

- ・移動支援（知的・精神障害者に対する外出時の支援）
- ・行動援護（常時介護を要する知的・精神障害者に対する外出時の支援）
- ・同行援護（視覚障害者に対する外出時の支援）・自立訓練（生活訓練）
- ・就労継続支援B型（雇用契約がない就労の支援）

## (2) 高齢者生活支援

詳しくは、各課にお問合せください。

事業名	支援内容等	相談窓口
高齢者自立支援 住宅改修の給付	住み慣れた家で自立した生活を送るための住宅改修費を支給します。浴槽・洗面台の取替え、便器の洋式化などが対象で、審査があります。設備ごとに106,000円～379,000円の基準額内で、原則1割の自己負担です。必ず工事前に御相談ください。	福祉部 介護保険課 ☎ 042-620-7416
生活支援 ショートステイ	高齢者の体調管理や介護するご家族が、病気・出産・冠婚葬祭等で高齢者をひとりにしておけない場合に、養護老人ホームでお世話します。（要支援・要介護の方は除きます。） 1回あたり最高7日の範囲で利用可能（自己負担：1日2,080円）	
在宅高齢者 おむつの給付	介護保険で要介護1以上の認定を受けた65歳以上の方を対象に、紙おむつ・尿取りパットを給付します。 月4,000円上限（消費税別） 購入限度額内は2割の自己負担（限度額を超えた分は全額自己負担）	
入院高齢者 おむつ代助成	介護保険で要介護4・5の認定を受けた方で、30日以上継続して入院している市民税非課税の方（介護保険施設に入所されている方を除く）を対象に、おむつ代を一部助成します。生活保護受給者を除く。 月3,200円上限（消費税別）	
在宅高齢者理容 師・美容師の出張	介護保険で要介護4・5の認定を受けた方又は要介護3の認定を受けた障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の外出困難な方を対象に、お宅へ理容師、美容師が出張します。（自己負担：1回500円） 月1回を限度に年度6回まで（10月以降の新規申込みは年度3回）	
認知症高齢者 探索機器の貸与	市内在住で65歳以上の認知症高齢者及び若年性認知症で帰宅困難となる方を在宅で介護している家族に対し、早期発見と事故の未然防止のため、GPS端末を利用した探索器を貸し出します。日常生活賠償特約が付帯されています。 利用料：月220円（消費税別）	福祉部 高齢者福祉課 ☎ 042-620-7420
高齢者福祉電話	65歳以上の方のみ世帯に、シルバーホン「あんしん」を設置し緊急時にあらかじめ登録してある親族等に連絡ができるようになります。希望者には月1回の電話訪問を行います。	
電磁調理器の給付	65歳以上の方のみの世帯で認知症等により火の取扱いに不安があり防災上給付することが適当と認められ、器具の操作について理解できる方が対象（購入限度額15,000円（消費税別）自己負担：1割）	
高齢者救急 通報システム	65歳以上の方のみの世帯で、家庭内で病気等により緊急事態になった時、ボタン・ペンダントを押すことで受信センターを通して東京消防庁に通報され、駆け付け員により速やかに救助のための支援を行います。また、月1回の電話訪問と健康相談ができます。利用料：月420円（消費税別）	
高齢者見守り シール事業	個別IDが記載された見守りシールを衣服や持ち物等に貼り付けることにより、高齢者が行方不明になった際に、発見者がシールに書かれたフリーダイヤルに電話することで、発見者・家族等ともにお互いの個人情報を出さずにやり取りが出来ます。 利用料：年間3,600円	

## 14. 個人番号について

平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)により、平成28年1月から障害者福祉課で行う手続の一部に個人番号の記入が必要となりました。また、これにあわせて個人番号等の確認ができる書類の提示が必要になります。つきましては、申請の際には必ず次の書類をお持ちください。

### (1) 御本人が窓口で申請される場合

個人番号カードをお持ちください。これがない場合は、次の と の書類が両方必要です。

#### 個人番号の確認に必要な書類(次のうちどちらか1つ)

- ・ 個人番号の「通知カード」
- ・ 個人番号が記載された「住民票」又は「住民票記載事項証明書」(コピー可)

#### 身元の確認に必要な書類(次のうちいずれか)

- ・ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(東京都愛の手帳)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか1点
- ・ 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち2点

### (2) 代理の方が窓口で申請される場合

~ の書類が全て必要です。

#### 代理権の確認に必要な書類

- ・ 親権者が申請される場合・・・戸籍謄本
- ・ 成年後見人又は未成年後見人が申請される場合・・・登記事項証明書
- ・ その他の代理人が申請される場合・・・委任状(御本人が署名したもの)

#### 本人の個人番号の確認に必要な書類(次のうちいずれか1つ)

- ・ 本人の個人番号カード(コピー可)
- ・ 本人の個人番号の「通知カード」(コピー可)
- ・ 本人の個人番号が記載された「住民票」や「住民票記載事項証明書」(コピー可)

#### 代理人の身元の確認に必要な書類(次のうちいずれか)

- ・ 代理の方の個人番号カード
- ・ 代理の方の運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(東京都愛の手帳)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか1点
- ・ 代理の方の公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち2点

### (3) 郵送による申請の場合(郵送申請が可能な手続については障害者福祉課にお問合せください)

個人番号カードのコピーを同封してください。これがない場合は、次の と の両方の書類の同封が必要です。

#### 個人番号の確認に必要な書類(次のうちいずれか1つ)

- ・ 個人番号の「通知カード」のコピー
- ・ 個人番号が記載された「住民票」又は「住民票記載事項証明書」のコピー

#### 身元の確認に必要な書類(次のうちいずれか)

- ・ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(東京都愛の手帳)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか1点のコピー
- ・ 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち2点のコピー

## 15. 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所(拠点事務所及び南大沢事務所)で受付できる障害者福祉事務

八王子駅南口総合事務所、浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所、南大沢事務所では、次の障害者福祉サービスの受付ができます。

内容についてのお問合せは障害者福祉課へ ☎ 042-620-7245

- \* 心身障害者医療費助成の還付請求の受付
- \* 都営交通無料乗車券の交付(身体・知的障害のみ)
- \* 有料道路割引申請の受付
- \* NHKテレビ受信料減免証明書の交付
- \* 各種手当の現況届及び口座振替変更届の受付
- \* 身体障害者診断書・意見書の配布
- \* 補装具費の支給申請の受付
- \* 日常生活用具費の支給申請の受付
- \* 東京都障害者休養ホームのパンフレット・申込書の配布

- ・浅川事務所 (月曜～金曜 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く)  
八王子市高尾町 1652-1  
☎ 042-661-1231
- ・由木事務所 (月曜～金曜 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く)  
八王子市下柚木 2-10-6  
☎ 042-676-8911
- ・元八王子事務所(月曜～金曜 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く)  
八王子市大楽寺町 419-1  
☎ 042-624-3278
- ・北野事務所 (月曜～金曜 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く)  
八王子市北野町 549-5  
☎ 042-645-8711
- ・南大沢事務所 (月曜～金曜 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く)  
八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢 1階  
☎ 042-679-2207

南大沢事務所の専用駐車場はありません。駐車禁止除外標章や身体障害者手帳等をお持ちの方(本人)が市営南大沢駐車場を利用し、かつ南大沢事務所で取り扱う業務の手続を行う場合は、駐車料金が2時間無料となりますので、窓口にて駐車券と身体障害者手帳等を御提示ください。

上記事務のほか、八王子駅南口総合事務所及び火曜日・木曜日のみ南大沢事務所では、次の手続ができます。

- \* 身体障害者手帳の申請(転入手続は除く)
- \* 愛の手帳の申請(市内転居・氏名変更・再交付・返還の手続に限る)
- \* 精神障害者保健福祉手帳の申請(転入手続は除く)
- \* 自立支援医療(精神通院)の申請(転入手続は除く)  
・税が未申告の場合は所得状況の確認ができないため受付できません。

八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所では税の申告はできませんので、申請の際は御注意ください。

- \* 心身障害者医療費助成受給者証の再発行
- \* 特定疾病患者福祉手当の申請
- \* 民営バス介護人割引証の発行
- \* 都営交通無料乗車券の交付(精神障害)
- \* 在宅心身障害者緊急一時保護介護券の受取り
- \* 重度脳性麻痺者介護券の受取り

- ・八王子駅南口総合事務所 (月曜～金曜 8:30～19:00 祝日・年末年始を除く)  
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)に係るものは 8:30～17:00  
八王子市市安町 4-7-1 サザンスカイトワー八王子 4階  
☎ 042-620-1159

駐車場は有料ですが、駐車禁止除外標章や身体障害者手帳等をお持ちの方(本人)が対象駐車場を利用し、かつ八王子駅南口総合事務所で行う業務の手続を行う場合は、手続等に要した実時間分(身体障害者手帳等の場合は2時間を上限)の駐車券を配布しています。

<対象駐車場>

- ・サザンスカイトワー八王子地下駐車場・八王子駅北口地下駐車場
- ・駐太郎(サザンスカイトワー八王子 西側)・旭町駐車場



四級	三級	二級	一級	級別
<p>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>心臓機能障害</p>
<p>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>じん臓機能障害</p>
<p>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>呼吸器機能障害</p>
<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸機能障害</p>
<p>小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>小腸機能障害</p>
<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</p>
<p>肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)</p>	<p>肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの</p>	<p>肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの</p>	<p>肝臓機能障害</p>

網掛けは交通機関の運賃割引制度第1種

## 障害をお持ちの方へ【自動車税環境性能割・自動車税種別割】減免のご案内

東京都では、身体障害者の方等（以下「障害者の方」とします。）のために専ら使用する自動車、公益のため直接専ら使用する自動車又は構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車などに係る自動車税環境性能割・自動車税種別割に対する減免制度があります。減免制度には一定の要件や申請期限等が定められていますので、内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。特に申請期限等を過ぎますと、減免が受けられませんのでご注意ください。

なお、軽自動車税種別割の減免制度につきましては、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

### 1 申請期限等

新規登録により取得（新車・中古車新規登録）した自動車		
申請期限	登録（取得）の日から <b>1か月以内</b> （ 1 ）	
減免対象税目及び適用年度	自動車税環境性能割・自動車税種別割（ともに申請年度） 2	
既に減免を受けている自動車がある場合	申請期限までに抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）が必要です。	
移転登録により取得（名義変更）した自動車		
申請期限	登録（取得）の日から <b>1か月以内</b> （ 1 ）	
減免対象税目及び適用年度	自動車税環境性能割（申請年度） 2	
既に減免を受けている自動車がある場合	申請期限までに抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）が必要です。	
既に所有している自動車		
申請期間	4月1日から5月31日まで（ 1 ）	<b>左記以外の期間 【事前受付】</b>
減免対象税目及び適用年度	自動車税種別割（申請年度）	自動車税種別割（申請年度の <b>翌年度</b> ）
既に減免を受けている自動車がある場合	<b>減免が受けられるのは障害者の方1人につき1台に限られます。</b>	

1 申請期限及び申請期間の末日が土日、祝日、年末年始の場合は翌開庁日までとなります。

2 、 で自動車税環境性能割・自動車税種別割の課税がない場合は の取扱いとなります。

### 2 申請場所

都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センター

### 3 減免の対象となる手帳及び障害の程度

	手帳の種類		障害の程度
	障害の区分		
身体障害者手帳	下肢不自由		1級～6級
	体幹不自由		1級～3級・5級
	上肢不自由		1級・2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1級～6級
	視覚障害		1級～3級 視力障害4級の1（4級の1）
	聴覚障害		2級・3級
	平衡機能障害		3級・5級
	音声機能または言語機能障害		3級（こゝろ摘出に係るものに限りません。）
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害		1級・3級・4級
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害		1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
	肝臓機能障害		1級～4級
戦傷病者手帳		1	
愛の手帳		総合判定1度～3度	
療育手帳（道府県発行）		1	
精神障害者保健福祉手帳		1級（精神通院医療に係る自立支援医療費受給者（ 2 ）に限ります。）	

1 減免の対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

2 精神障害者保健福祉手帳に加え、自立支援医療受給者証をご提示していただきます。

#### 【注意】

身体障害者手帳をお持ちの方で、2つ以上の障害の区分（障害名）がある場合は、障害の区分ごとの障害等級により判断しますので、障害の区分ごとの障害等級等が不明な場合には東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

#### 4 減免の対象となる自動車

納税義務者（所有者又は取得者）	運転者	使用目的
障害者の方	障害者の方	特に問いません
	障害者以外の方	専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する
生計を同じくする方	障害者の方	
	障害者以外の方	

- \* 個人名義の自家用自動車（自動車検査証（車検証）に「自家用」と記載されている自動車）に限ります。
- \* 「生計を同じくする方」とは、「障害者の方と同居している方」や「近隣（障害者の方の住所地から2km以内）にお住まいの親族の方」をいいます。
- \* 運転免許証に条件が付されている場合は、条件に合った自動車でなければなりません。  
（例「総重量1.5t以下の車両に限る」、「オートマチック車に限る」、「手動式ブレーキの車両に限る」等）

#### 5 減免額

減免の上限額を超える場合は、それを超えた税額分を納付していただきます。

自動車税種別割の減免上限額
45,000円（新規登録の場合は、登録月により45,000円の月割額となります。）
自動車税環境性能割の減免上限額
課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額
* 障害者の方が運転又は利用するため特別の改造をした場合は、改造費部分を上限額に加算します。

#### 6 減免申請に必要な書類等

障害者の方が所有又は取得し、	運転する場合
	障害者以外の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免申請書（主税局ホームページからダウンロードできます。）</li> <li>・ 手帳の原本（複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳） 手帳の交付申請中の場合には、交付申請中であることが確認できる書類</li> <li>・ 運転される方の運転免許証又はそのコピー（表裏両面）</li> <li>・ 所有（取得）者の方の印鑑（認印）</li> </ul>	
生計を同じくする方が所有又は取得し、	障害者の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合
	障害者以外の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合
上記、の書類に加えて提出するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者又は取得者の方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票等）</li> <li>・ 生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合、「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等） 外国籍の方は、東京都自動車税コールセンターへお問い合わせください</li> </ul>	

- \* 上記、については、減免申請書に通院先等の住所、名称及び電話番号を記入していただきます。
- \* その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

#### 【ご注意】

**減免が受けられる自動車(軽自動車、二輪車、原動機付自転車を含まず。)は、障害者の方1人につき1台に限られます。**

1、に該当する自動車の減免申請を行う場合、申請期限までに既に減免を受けている自動車の抹消登録(廃車)又は移転登録(名義変更)が必要です。1に該当する自動車の減免申請を行う場合、3月31日までに既に減免を受けている自動車の抹消登録(廃車)又は移転登録(名義変更)がない限り、申請年度の翌年度の自動車税種別割が課税されます。

減免を受けている自動車を業者等へ引き渡しただけでは、新たに取得した自動車の減免は受けられません。

自動車税環境性能割の減免は、同一年度内の取得に対して一回に限り適用されます。

減免を受けられた後に都外へ転居された場合は、転居先の道府県へお問い合わせください。

障害者の方が入院又は入所されている場合、原則として減免は受けられませんが、入院先から別の病院に通院又は入所施設から一時帰宅等をしている場合は、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

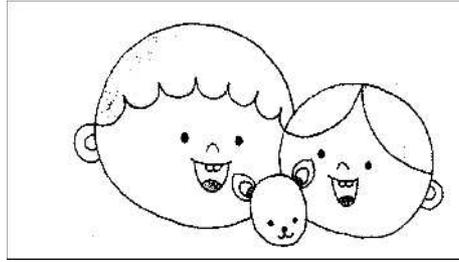
お問い合わせ先

東京都自動車税コールセンター

TEL 03-3525-4066

【受付時間】平日 午前9時から午後5時まで（土日、祝日、年末年始を除く）

 東京都主税局



~メモ~

A large, empty rounded rectangular box intended for writing notes.



# 事務棟

8	<b>総務部</b> 統計調査課 <b>財務部</b> 契約課 検査課	<b>福祉部</b> 指導監査課 <b>選挙管理委員会事務局</b> 選挙課	<b>監査事務局</b> <b>社会福祉協議会</b>	<b>市政記者会</b> 801会議室 802会議室 803会議室	804会議室 805会議室
	<b>市民活動推進部</b> 協働推進課 学園都市文化課 多文化共生推進課	<b>教育長室</b> <b>学校教育部</b> 教育総務課 学校教育政策課 学校複合施設整備課	施設管理課 教職員課 保健給食課 教育支援課 指導課	<b>生涯学習スポーツ部</b> 生涯学習政策課 スポーツ振興課 文化財課	701会議室 702会議室
	<b>産業振興部</b> 産業政策課 企業支援課 観光課 農林課(併農業委員会)	<b>都市計画部</b> 都市総務課 土地利用計画課 都市計画課 交通企画課	<b>道路交通部</b> 路政課 建設課 計画課 交通事業課 管理課 財産課	<b>勤労者福祉サービスセンター</b>	
	<b>財務部</b> 建築課	<b>拠点整備部</b> 市街地活性化課 市街地整備課 都市整備課 区画整理課	<b>まちなみ整備部</b> 住宅政策課 開発審査課 まちなみ景観課 建築指導課 公園課 建築審査課 開発指導課	501会議室 502会議室	
4	<b>都市戦略部</b> 広報課	<b>行財政改革部</b> 情報管理課	<b>子ども家庭部</b> 子どものしあわせ課 児童青少年課 保育幼稚園課 子育て支援課	<b>記者クラブ</b>	渡り廊下
3	<b>市長室・副市長室</b> <b>都市戦略部</b> 都市戦略課 秘書課	<b>総合経営部</b> 経営計画第一課 経営計画第二課 <b>オリンピック・パラリンピック推進室</b>	<b>行財政改革部</b> 行革推進課 行政管理課	<b>総務部</b> 総務課 労務課 法制課(併公平委員会) 職員課	<b>職員互助会</b>
	<b>総務部</b> 安全衛生管理課 <b>財務部</b> 財政課 庁舎管理課 資産管理課	<b>環境部</b> 環境政策課 環境保全課	<b>資源循環部</b> ごみ減量対策課 廃棄物対策課 清掃施設整備課	<b>水循環部</b> 水環境整備課 下水道課	201会議室 保健室
1	<b>総合経営部</b> 広聴課 <b>総務部</b> 市政資料室 情報公開・個人情報保護コーナー	<b>生活安全部</b> 防犯課	<b>市民部</b> 市民生活課 市民課	<b>医療保険部</b> 地域医療政策課 成人健診課 保険年金課 保険収納課	<b>市民ロビー案内 正面玄関</b>
B	<b>財務部</b> 車両管理事務所 <b>生活安全部</b> 防災課	<b>福祉部</b> 生活自立支援課 生活福祉総務課 生活福祉地区第一課	生活福祉地区第二課	<b>八王子就労サポート</b> <b>社会福祉協議会</b> 生活支援相談担当	<b>印刷室</b> 防災センター <b>守衛室 売店</b> 通用口(東口)

# 庁舎案内図

(令和2年4月1日現在)

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話番号 042-626-3111(代表)

市のホームページ <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

- 授乳室
- AED 自動体外式除細動器
- 公衆電話
- 障害者用トイレ
- オストメイト付障害者用トイレ
- 水飲場
- 自動販売機
- ATM 現金自動預け払い機

正面玄関・市民ロビーは1階です。

# 議会棟

5	傍聴席	
4	議場	<b>全員協議会室</b> <b>委員会室</b>
3	<b>議会事務局</b> 庶務調査課 議事課	<b>正・副議長室</b> <b>議員控室</b>
2	<b>税務部</b> 税制課(併固定資産評価審査委員会) 住民税課 資産税課 納税課	
1	<b>福祉部</b> 福祉政策課 高齢者いきいき課 高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 (障害者虐待防止センター)	<b>会計部</b> 会計管理課 会計審査課  指定金融機関派出所
B	<b>食堂</b>	<b>職員組合</b>

# 検査棟

IT研修室  
あなたの心の相談室

公用車車庫  
市役所内保育園



### \* バスをご利用の場合 \*

#### 【JR 八王子駅・京王八王子駅から】

JR 八王子駅北口 8 番のりば

京王八王子駅中央口 2 番のりば

市役所入口経由 松枝住宅行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

市役所入口経由 高尾駅南口行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

市役所入口経由 横川町住宅（循環）行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

#### 【西八王子駅から】

北口 1 番のりば

市役所経由 榎原町行 「八王子市役所」バス停下車

はちバス北西部コース（八王子市地域循環バス）

東海大学八王子病院行 「八王子市役所」又は「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

北口 2 番のりば

市役所入口経由 松枝住宅行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

#### 【高尾駅から】

南口 5 番のりば 又は 北口 3 番のりば

市役所入口経由 JR・京王八王子駅行「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

発行年月 / 令和2年(2020年)4月

発行・編集 / 障害者福祉課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号



電話

手帳担当

: 042-620-7367

福祉・自立支援医療担当

: 042-620-7245

援護担当

: 042-620-7366・7367

ファックス  
FAX

042-623-2444

窓口受付時間 / 月曜日～金曜日 8:30～17:00

祝日・年末年始を除く

